

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
平成24年10月11日条例第51号

改正 平成27年3月19日条例第10号 平成28年3月22日条例第17号
平成30年3月22日条例第15号 平成30年12月25日条例第42号
令和3年3月25日条例第10号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 訪問介護

第1節 訪問介護（第4条—第40条）

第2節 共生型訪問介護（第40条の2—第40条の4）

第3節 基準該当訪問介護（第41条—第43条）

第3章 訪問入浴介護

第1節 訪問入浴介護（第44条—第52条）

第2節 基準該当訪問入浴介護（第53条・第54条）

第4章 訪問看護（第55条—第66条）

第5章 訪問リハビリテーション（第67条—第75条）

第6章 居宅療養管理指導（第76条—第83条）

第7章 通所介護

第1節 指定通所介護（第84条—第96条）

第2節 共生型通所介護（第97条—第113条）

第3節 基準該当通所介護（第114条・第115条）

第8章 通所リハビリテーション（第116条—第125条）

第9章 短期入所生活介護

第1節 指定短期入所生活介護（第126条—第143条）

第2節 ユニット型指定短期入所生活介護（第144条—第153条）

第3節 共生型短期入所生活介護（第153条の2—第153条の4）

第4節 基準該当短期入所生活介護（第154条—第158条）

第10章 短期入所療養介護

第1節 指定短期入所療養介護（第159条—第171条）

第2節 ユニット型指定短期入所療養介護（第172条—第176条）

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 指定特定施設入居者生活介護（第177条—第193条）

第2節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第194条—第203条）

第12章 福祉用具貸与

第1節 福祉用具貸与（第204条—第215条）

第2節 基準該当福祉用具貸与（第216条・第217条）

第13章 特定福祉用具販売（第218条—第224条）

第14章 雑則（第225条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定により、指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

一部改正〔平成30年条例42号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- (2) 居宅サービス計画又は居宅介護支援事業者 それぞれ法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は居宅介護支援事業を行う者をいう。
- (3) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- (4) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。
- (5) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

一部改正〔平成28年条例17号・30年42号〕

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

第2章 訪問介護

第1節 訪問介護

(基本方針)

第4条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下この節において「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

(訪問介護員等)

第5条 指定訪問介護の事業を行う者（以下この節において「指定訪問介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この節及び第40条の3第2号において「指定訪問介護事業所」という。）ごとに、訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）を置かなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうちからサービス提供責任者を選任しなければならない。

一部改正〔平成30年条例42号〕

(管理者)

第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備等)

第7条 指定訪問介護事業所には、規則で定めるところにより、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室又は区画を設けるとともに、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

(重要事項の説明等)

第8条 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、規則で定めるところにより、第28条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定訪問介護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

(サービス提供拒否の禁止)

第9条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第10条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。第28条及び第59条において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、当該利用申込者に対する他の適当な指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定訪問介護事業者は、利用申込者に対し指定訪問介護を提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、その者に係る被保険者資格（法第10条の被保険者の資格をいう。）並びに要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。次条において同じ。）の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に指定訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第12条 指定訪問介護事業者は、要介護認定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者が法第27条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合その他の場合で必要と認めるときは、当該利用者に係る法第28条第2項の規定による要介護認定の更新の申請が、当該要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（当該居宅介護支援事業者の介護支援専門員及び当該利用者に係る指定居宅サービス等の担当者により構成する会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者に係る他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が法第41条第6項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ることなどにより指定訪問介護の提供を法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。第19条において同じ。）として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事

業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（規則で定める計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第17条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分証明書)

第18条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等にその身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し指定訪問介護を提供したときは、その期日、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者が有する居宅サービス計画を記載した書面等に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対し指定訪問介護を提供したときは、当該提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、その者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報をその者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、利用者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定訪問介護事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び当該費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(基本的な取扱方針)

第21条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第22条 訪問介護員等の行う指定訪問介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行わなければならないこと。

(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行わなければならないこと。

(訪問介護計画)

第23条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

4 サービス提供責任者は、訪問介護計画に基づきサービスを提供している間、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、訪問介護計画の変更に準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第24条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業者の訪問介護員等の同居の家族が利用者である場合には、当該訪問介護員等に当該利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

(市町村への通知)

第25条 指定訪問介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第26条 訪問介護員等は、利用者に指定訪問介護を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第27条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

3 サービス提供責任者は、第23条に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

(2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(4) サービス担当者会議へ出席することなどにより、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

(5) 他の訪問介護員等に対し、利用者に係る具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、その者の状況についての情報を伝達すること。

(6) 他の訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(7) 他の訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

(8) 他の訪問介護員等に対する研修及び技術指導等を実施すること。

(9) その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(運営規程)

第28条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他運営に関する重要事項

一部改正〔令和3年条例10号〕

(介護等の総合的な提供)

第29条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事(以下この条において「介護等」という。)を総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第30条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供することができるよう、指

定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、当該指定訪問介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定訪問介護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和3年条例10号〕

(衛生管理等)

第31条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(重要事項の掲示)

第32条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(秘密保持等)

第33条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかななければならない。

(広告)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第34条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。第140条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不

当な働きかけを行ってはならない。

追加〔平成30年条例15号〕

(利益供与の禁止)

第35条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が居宅サービスの利用を希望する者に対して当該指定訪問介護事業者等によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情解決)

第36条 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に係る苦情に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。)が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市町村の事業への協力等)

第37条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(事故発生時の対応)

第38条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第38条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(会計の区分)

第39条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 指定訪問介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければ

ればならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第2節 共生型訪問介護

追加〔平成30年条例42号〕

(定義)

第40条の2 この条例において「共生型訪問介護」とは、訪問介護に係る共生型居宅サービスをいう。

2 この条例において「共生型訪問介護事業者」とは、共生型訪問介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型訪問介護事業所」とは、共生型訪問介護の事業を行う事業所をいう。

追加〔平成30年条例42号〕

(共生型訪問介護の基準)

第40条の3 指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第4条第1項に規定する指定居宅介護の事業を行う事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第153条の3において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が行う共生型訪問介護の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護の事業を行う事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例42号〕

第40条の4 前条に定めるもののほか、共生型訪問介護の事業の従業者及び運営の基準は、前節（第7条を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第4条を除く。）中「指定訪問介護」とあるのは「共生型訪問介護」と、「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型訪問介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「共生型訪問介護事業所」と、第4条中「指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下この節において「指定訪問介護」という。）」とあるのは「共生型訪問介護」とする。

追加〔平成30年条例42号〕

第3節 基準該当訪問介護

一部改正〔平成30年条例42号〕

(定義)

第41条 この条例において「基準該当訪問介護」とは、訪問介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当訪問介護事業者」とは、基準該当訪問介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当訪問介護事業所」とは、基準該当訪問介護の事業を行う事業所をいう。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第42条 基準該当訪問介護事業者は、当該基準該当訪問介護事業者の訪問介護員等の同居の家族が利用者である場合には、当該訪問介護員等に当該利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせては

ならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その提供をすることができる。

- 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせている場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る訪問介護計画の実施状況等から、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(その他の基準)

第43条 前条に定めるもののほか、基準該当訪問介護の事業者、設備及び運営の基準は、第1節(第15条、第24条、第29条並びに第36条第5項及び第6項を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第4条を除く。)中「指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、「指定訪問介護事業者」とあるのは「基準該当訪問介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「基準該当訪問介護事業所」と、第4条中「指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下この節において「指定訪問介護」という。)」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第7条中「広さを有する専用の事務室又は」とあるのは「広さの」と、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」とする。

一部改正〔平成30年条例42号〕

第3章 訪問入浴介護

第1節 訪問入浴介護

(基本方針)

第44条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下この節において「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持及び心身の機能の維持等を図るものでなければならない。

(従業者)

第45条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下この節において「指定訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。)を置かなければならない。

(1) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。)

(2) 介護職員

- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

- 3 訪問入浴介護従業者のうち1人は、常勤でなければならない。

(基本的な取扱方針)

第46条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の状態に応じて、適切に行わなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第47条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 常に利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しなければならないこと。

(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(4) 1回の訪問につき、規則で定める従業者をもって行わなければならないこと。

(5) サービスの提供に用いる設備及び器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備及び器具その他の用品については、サービスを提供するごとに消毒したものを使用しなければならないこと。

(緊急時等の対応)

第48条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に關し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 訪問入浴介護従業者は、利用者に指定訪問入浴介護を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師又は前項の医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第49条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理、指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第50条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に關する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる事項
- (2) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) サービスの利用に当たっての留意事項
- (4) その他運営に關する重要事項

一部改正〔令和3年条例10号〕

(勤務体制の確保等)

第50条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、当該指定訪問入浴介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(記録の整備)

第51条 指定訪問入浴介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に關する記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に關する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第52条 第6条から第20条まで、第25条、第30条の2から第34条まで及び第35条から第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業、指定訪問入浴介護事業者及び指定訪問入浴介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第45条第1項に規定する訪問入浴介護従業者」と、第7条及び第31条第2項中「設備」とあるのは「浴槽その他の設備」とする。

と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第50条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

第2節 基準該当訪問入浴介護

(定義)

第53条 この条例において「基準該当訪問入浴介護」とは、訪問入浴介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当訪問入浴介護事業者」とは、基準該当訪問入浴介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当訪問入浴介護事業所」とは、基準該当訪問入浴介護の事業を行う事業所をいう。

(基準該当訪問入浴介護の事業の基準)

第54条 基準該当訪問入浴介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第45条第3項及び第52条（第15条並びに第36条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第44条を除く。）中「指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、「指定訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業者」と、「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当訪問入浴介護事業所」と、第44条中「指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下この節において「指定訪問入浴介護」という。）」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第52条中「第7条」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第7条中「広さを有する専用の事務室又は」とあるのは「広さの」と、同条」と、「読み替える」とあるのは「、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と読み替える」とする。

一部改正〔平成27年条例10号〕

第4章 訪問看護

(基本方針)

第55条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下この章において「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(従業者)

第56条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定訪問看護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）

次に掲げる従業者

ア 看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。）

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所 看護職員

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 指定訪問看護ステーションの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

(管理者)

第57条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合にあつては、この限りでない。

3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

(設備等)

第58条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、当該指定訪問看護ステーションにその事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

2 前項に定めるもののほか、指定訪問看護ステーションには、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

3 病院又は診療所である指定訪問看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

4 前3項に規定する設備等の基準は、規則で定める。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第59条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認められた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければならない。

(基本的な取扱方針)

第60条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第61条 指定訪問看護の提供に当たる従業者の行う指定訪問看護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行わなければならないこと。

(2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

(3) 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行わなければならないこと。

(4) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。

(5) 特殊な看護等については、行ってはならないこと。

(主治の医師との関係)

第62条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供しようとするときは、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師に訪問看護計画及び訪問看護報告書を提出するとともに、主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 病院又は診療所である指定訪問看護事業所は、前2項の規定にかかわらず、第2項の規定による指示及び前項の規定による提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(訪問看護計画等)

第63条 指定訪問看護の提供に当たる従業者(准看護師を除く。以下この条において「看護師等」という。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画を作成しなければならない。

2 訪問看護計画は、既に居宅サービス計画等が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作

成しなければならない。

- 3 看護師等は、訪問看護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。
- 4 看護師等は、指定訪問看護を提供したときは、その訪問した日及び提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- 5 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 6 病院又は診療所である指定訪問看護事業所は、訪問看護計画及び訪問看護報告書の作成については診療記録への記載をもって代えることができる。

(緊急時等の対応)

第64条 指定訪問看護の提供に当たる従業者は、利用者に指定訪問看護を提供している場合であってその者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡してその指示を求めるなどの必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第65条 指定訪問看護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 主治の医師による指示の文書
- (2) 訪問看護計画
- (3) 訪問看護報告書
- (4) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第66条 第8条、第9条、第11条から第20条まで、第24条、第25条、第28条、第30条から第34条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定訪問看護の事業、指定訪問看護事業者及び指定訪問看護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第56条第1項に規定する従業者」と、第8条中「第28条」とあるのは「第66条において準用する第28条」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例15号〕

第5章 訪問リハビリテーション

(基本方針)

第67条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下この章において「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(従業者)

第68条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下この章及び第121条において「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（次条において「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（第71条及び第72条において「理学療法士等」という。）

- 2 前項各号に掲げる従業員の員数の基準は、規則で定める。
- 3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号・30年15号〕

(設備等)

第69条 指定訪問リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(基本的な取扱方針)

第70条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第71条 理学療法士等が行う指定訪問リハビリテーションは、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。
- (4) 利用者ごとに、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しなければならないこと。
- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（訪問リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下この章及び第8章において「構成員」という。）により構成される会議をいう。次条及び同章において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しなければならないこと。

一部改正〔平成27年条例10号・28年17号〕

(訪問リハビリテーション計画)

第72条 医師及び理学療法士等は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

- 2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師又は理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定訪問リハビリテーション事業者が第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第121条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(運営規程)

第73条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第28条第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる事項
- (2) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項
一部改正〔令和3年条例10号〕

(記録の整備)

第74条 指定訪問リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 訪問リハビリテーション計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第75条 第8条から第20条まで、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業、指定訪問リハビリテーション事業者及び指定訪問リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第68条に規定する理学療法士等」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

第6章 居宅療養管理指導

(基本方針)

第76条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下この章において「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第1項第1号のイ及び第80条第3項において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

(従業者)

第77条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下この章において「指定居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、当該各号に定める従業者（以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者
 - ア 医師又は歯科医師
 - イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士
- (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(設備等)

第78条 指定居宅療養管理指導事業所は、規則で定めるところにより、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているものとするとともに、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を有していなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(基本的な取扱方針)

第79条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行わなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第80条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。
 - (2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。
 - (3) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。
 - (4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならないこと。
- 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (1) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。
 - (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
 - (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。
 - (4) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。
 - (5) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。
- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (1) 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。
 - (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
 - (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。

- (4) 利用者ごとに、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

(運営規程)

第81条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第28条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項
- (2) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (3) 通常の事業の実施地域
- (4) その他運営に関する重要事項

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

(記録の整備)

第82条 指定居宅療養管理指導事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第83条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第49条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業、指定居宅療養管理指導事業者及び指定居宅療養管理指導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第77条第1項に規定する居宅療養管理指導従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

一部改正〔令和3年条例10号〕

第7章 通所介護

第1節 指定通所介護

(基本方針)

第84条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下この章において「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(従業者)

第85条 指定通所介護の事業を行う者（以下この節において「指定通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）
- (3) 介護職員
- (4) 機能訓練指導員

2 前項各号に掲げる従業者の員数その他の基準は、規則で定める。

- 3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができる。
- 4 生活相談員又は介護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

(設備等)

第86条 指定通所介護事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 食堂
 - (2) 機能訓練室
 - (3) 静養室
 - (4) 相談室
 - (5) 事務室
 - (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
 - (7) その他指定通所介護の提供に必要な設備及び備品等
- 2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。
 - 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
 - 4 利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合において、指定通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供しようとするときは、当該サービスの内容をその提供の開始前に知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(基本的な取扱方針)

第87条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第88条 指定通所介護は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 通所介護計画に基づき、利用者に対し、機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に行わなければならないこと。この場合において、利用者が認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)であるときは、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならないこと。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(通所介護計画)

第89条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。
- 4 通所介護従業者は、利用者ごとに、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(運営規程)

第90条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 第28条第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる事項
- (2) 指定通所介護の利用定員

- (3) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - (4) サービス利用に当たっての留意事項
 - (5) 非常災害対策
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 一部改正〔令和3年条例10号〕

(勤務体制の確保等)

第91条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該指定通所介護事業所の従業者により指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。

- 2 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、当該指定通所介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(定員の遵守)

第92条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第93条 指定通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(衛生管理等)

第94条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(地域との連携等)

第94条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(事故発生時の対応)

第94条の3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、

必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定通所介護事業者は、第86条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(記録の整備)

第95条 指定通所介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 通所介護計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

(準用)

第96条 第6条、第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条の2、第39条及び第49条の規定は、指定通所介護の事業、指定通所介護事業者及び指定通所介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第85条第1項に規定する通所介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第90条に規定する運営規程」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・30年15号・令和3年10号〕

第2節 共生型通所介護

全部改正〔平成30年条例42号〕

(定義)

第97条 この条例において「共生型通所介護」とは、通所介護に係る共生型居宅サービスをいう。

- 2 この条例において「共生型通所介護事業者」とは、共生型通所介護の事業を行う者をいう。
- 3 この条例において「共生型通所介護事業所」とは、共生型通所介護の事業を行う事業所をいう。

全部改正〔平成30年条例42号〕

(共生型通所介護の基準)

第98条 指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第53条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定機能訓練事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定機能訓練事業者をいう。)、指定生活訓練事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定生活訓練事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第4条に規定する指定児童発達支援をいう。))を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))を提供する事業者を除く。)が行う共生型通所介護の事業の従業者及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第53条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定機能訓練事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定機能訓練事業所をいう。）、指定生活訓練事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定生活訓練事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- (2) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

全部改正〔平成30年条例42号〕

第99条 前条に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第84条、第86条第3項及び第4項並びに第87条から第96条までに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第84条を除く。）中「指定通所介護」とあるのは「共生型通所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「共生型通所介護事業所」と、第84条中「指定居宅サービスに該当する通所介護（以下この章において「指定通所介護」という。）」とあるのは「共生型通所介護」と、第86条第3項及び第4項中「第1項各号に掲げる」とあるのは「共生型通所介護事業所の」と、第89条第4項及び第91条第2項から第4項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第95条第2項第3号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第4号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、第96条中「規定中」とあるのは「規定（第8条を除く。）中」と、「第85条第1項に規定する通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、「読み替える」とあるのは「第8条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と読み替える」とする。

全部改正〔平成30年条例42号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

第100条から第113条まで 削除

〔平成30年条例42号〕

第3節 基準該当通所介護

（定義）

第114条 この条例において「基準該当通所介護」とは、通所介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当通所介護事業者」とは、基準該当通所介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当通所介護事業所」とは、基準該当通所介護の事業を行う事業所をいう。

（基準該当通所介護の事業の基準）

第115条 基準該当通所介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第1節（第85条第4項及び第96条（第15条並びに第36条第5項及び第6項を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第84条を除く。）中「指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「基準該当通所介護事業者」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「基準該当通所介護事業所」と、第84条中「指定居宅サービスに該当する通所介護（以下この章において「指定通所介護」という。）」とあるのは「基準該当通所介護」と、第86条第1項第1号中「食堂」とあるのは「食事を行う場所」と、同項第2号中「機能訓練室」とあるのは「機能訓練を行う場所」と、同項第3号中「静養室」とあるのは「静養のための場所」と、同項第4号中「相談室」とあるのは「生活相談のための場所」と、同項第5号中「事務室」とあるのは「事務連絡のための場所」と、第96条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「読み替える」とあるのは「第19条第1項中「内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と読み替える」とする。

第8章 通所リハビリテーション

（基本方針）

第116条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下この章において「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

（従業者）

第117条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下この章において「指定通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下この章において「通所リハビリテーション従業者」という。）を置かなければならない。

（1） 医師

（2） 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師をいう。）又は介護職員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 医師は、常勤でなければならない。

（設備）

第118条 指定通所リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい規則で定める面積を有する専用の部屋等を設けるとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を設けなければならない。

2 前項に定める部屋等の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

（基本的な取扱方針）

第119条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（具体的な取扱方針）

第120条 指定通所リハビリテーションは、次に掲げるところにより行わなければならない。

（1） 医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行わなければならないこと。

（2） 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

（3） 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、その者に対し適切なサービスを提供しなければならないこと。この場合において、利用者が認知症であるときは、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供することができる体制を整えなければならないこと。

（4） 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しなければならないこと。

一部改正〔平成27年条例10号〕

（通所リハビリテーション計画）

第121条 医師及び理学療法士その他の専ら指定通所リハビリテーションに従事する通所リハビリテーション従業者（第3項において「医師等の従業者」という。）は、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境も踏まえて、当該利用者のリハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。
- 4 通所リハビリテーション従業者は、利用者ごとに、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。
- 5 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合においては、第72条第1項から第3項までに定める基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに定める基準を満たしているものとみなすことができる。

一部改正〔平成27年条例10号〕

（管理者等の責務等）

第122条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションに従事する看護師のうちから選任した者に、その管理の代行をさせることができる。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

一部改正〔平成30年条例15号〕

（衛生管理等）

第123条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

（記録の整備）

第124条 指定通所リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

（準用）

第125条 第8条から第17条まで、第19条、第20条、第25条、第26条、第30条の2、第32条、第33条、第35条から第39条まで及び第90条から第93条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業、指定通所リハビリテーション事業者及び指定通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第117条第1項に規定する通所リハビリテーション従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第125条において読み替えて準用する第90条に規定する運営規程」と、第13条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第14条第2項中「居宅介護支援事業者」とあるのは「主治の医師及び居宅介護支援事業者」と、第90条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるのは「、第5号及び第7号」と読み替えるものとする。

一部改正〔令和3年条例10号〕

第9章 短期入所生活介護

第1節 指定短期入所生活介護

(基本方針)

第126条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下この章において「指定短期入所生活介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第127条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下この章において「指定短期入所生活介護事業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この章において「短期入所生活介護従業者」という。)を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であって当該施設と一体的に運営されるもの(利用定員が20人未満であるものに限る。)にあつては、この限りでない。

4 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて当該施設と一体的に運営されるもの(利用定員が20人未満であるものに限る。)にあつては、この限りでない。

5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(利用定員等)

第128条 指定短期入所生活介護事業所は、規則で定めるところにより、規則で定める指定短期入所生活介護事業所を除き、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業のための専用の居室を設けるものとする。

(設備等)

第129条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項及び第179条において同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第179条において同じ。)とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室

- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) その他指定短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等

4 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
(対象者等)

第130条 指定短期入所生活介護事業者は、その心身の状況により一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者並びにその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために一時的に居宅以外の場所において日常生活を営む必要がある者に対して、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護を提供している間、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(取扱方針)

第131条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画)

第132条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、その者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

(介護)

第133条 利用者に対する介護は、その者の心身の状況に応じ、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を配置しておかななければならない。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第134条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第135条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第136条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(相談等)

第137条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第138条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第139条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第28条第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる事項
- (2) 利用定員(規則で定める指定短期入所生活介護事業者を除く。)
- (3) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域(当該指定短期入所生活介護事業者に係る指定短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。)
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

一部改正〔令和3年条例10号〕

(定員の遵守)

第140条 指定短期入所生活介護事業者は、規則で定める人数以上の利用者に対し指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者に利用させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 利用者の状況やその家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた利用者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を行う場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める人数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・30年15号〕

(地域等との連携)

第141条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

(記録の整備)

第142条 指定短期入所生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

(1) 短期入所生活介護計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第131条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第143条 第6条、第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第37条第1項、第38条から第39条まで、第48条、第49条、第91条、第93条及び第94条の規定は、指定短期入所生活介護の事業、指定短期入所生活介護事業者及び指定短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第127条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第139条に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

第2節 ユニット型指定短期入所生活介護

(この節の趣旨)

第144条 ユニット型指定短期入所生活介護（指定短期入所生活介護であつて、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第149条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。）の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、前節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第145条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備等)

第146条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う事業所（以下この節において「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) ユニット

- (2) 浴室
 - (3) 医務室
 - (4) 調理室
 - (5) 洗濯室又は洗濯場
 - (6) 汚物処理室
 - (7) 介護材料室
 - (8) その他指定短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等
- 2 前項各号に掲げる設備の基準及びその特例は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(取扱方針)

第147条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするための必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下この節において「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第148条 利用者に対する介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第2項から前項までに定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を配置しておかななければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第149条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第150条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第151条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 第139条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項

(2) 利用定員(規則で定めるユニット型指定短期入所生活介護事業者を除く。)

(3) ユニットの数及びユニットごとの利用定員(規則で定めるユニット型指定短期入所生活介護事業者を除く。)

(4) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第152条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(適用関係)

第153条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業に対する第142条及び第143条の規定の適用については、第142条第2項第3号中「第131条第5項」とあるのは「第147条第7項」と、第143条中「第139条」とあるのは「第151条」とする。

2 第126条、第129条第3項から第5項まで、第131条、第133条、第134条、第138条、第139条及び第143条(第91条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業には適用しない。

第3節 共生型短期入所生活介護

追加〔平成30年条例42号〕

(定義)

第153条の2 この条例において「共生型短期入所生活介護」とは、短期入所生活介護に係る共生型居宅サービスをいう。

2 この条例において「共生型短期入所生活介護事業者」とは、共生型短期入所の事業を行う者をいう。

3 この条例において「共生型短期入所生活介護事業所」とは、共生型短期入所の事業を行う事業所をいう。

追加〔平成30年条例42号〕

(共生型短期入所生活介護の基準)

第153条の3 指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第60条に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第59条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(第1号及び第2号において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が行う共生型短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の居室が、規則で定める面積以上であること。

(3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例42号〕

第153条の4 前条に定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第126条、第129条第5項及び第130条から第143条までに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第126条を除く。)中「指定短期入所生活介護」とあるのは「共生型短期入所生活介護」と、「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業所」と、第126条中「指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下この章において「指定短期入所生活介護」という。))」とあるのは「共生型短期入所生活介護」と、第129条第5項中「第3項各号に掲げる」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業所の」と、第132条第1項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、第143条中「規定中」とあるのは「規定(第8条を除く。)中」と、「第127条第1項に規定する短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、「読み替える」とあるのは「第8条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。))」と読み替える」とする。

追加〔平成30年条例42号〕

第4節 基準該当短期入所生活介護

一部改正〔平成30年条例42号〕

(定義)

第154条 この条例において「基準該当短期入所生活介護」とは、短期入所生活介護(これに相当するサービスを含む。)に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当短期入所生活介護事業者」とは、基準該当短期入所生活介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当短期入所生活介護事業所」とは、基準該当短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。

(指定通所介護事業所等との併設)

第155条 基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所その他規則で定める事業所等(第157条において「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(利用定員等)

第156条 基準該当短期入所生活介護事業所は、規則で定めるところにより、その利用定員を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

(指定通所介護事業所等との連携)

第157条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との連携及び支援の体制を整えなければならない。

(その他の基準)

第158条 前3条に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第1節(第127条第3項及び第4項、第128条、第129条第1項及び第2項並びに第143条(第15条並びに第36条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第126条を除く。)中「指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業所」と、第126条中「指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護(以下この章において「指定短期入所生活介護」という。))」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第127条第1項中「次に」とあるのは「次の各号(第1号を除く。))に」と、同項第5号中「栄養士」とあるのは「栄養士(他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときを除く。))」と、第129条第3項中「次に」とあるのは「次の各号(第7号及び第11号から第15号までを除く。))に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第143条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「第32条第1項中」とあるのは「第19条第1項中「内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、第32条第1項中」と、「読み替える」とあるのは「、第93条第1項中「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替える」と、第142条第2項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」とする。

一部改正〔平成27年条例10号・30年15号・令和3年10号〕

第10章 短期入所療養介護

第1節 指定短期入所療養介護

(基本方針)

第159条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下この章において「指定短期入所療養介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(従業者)

第160条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下この節において「指定短期入所療養介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下この節において「短期入所療養介護従業者」という。)を置かなければならない。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 次に掲げる従業者
ア 医師

イ 薬剤師

ウ 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）

エ 介護職員

オ 支援相談員

カ 理学療法士又は作業療法士

キ 栄養士

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所 前号のアからエまで、カ及びキに掲げる従業者

(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設を除く。）である指定短期入所療養介護事業所 前号に定める従業者

(4) 診療所（前2号に掲げる指定短期入所療養介護事業所を除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 第2号に定める従業者

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

一部改正〔平成30年条例15号〕

（設備）

第161条 指定短期入所療養介護事業所には、前条第1項各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

（対象者）

第162条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者に対して、指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（取扱方針）

第163条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の認知症の状況その他の心身の状況を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、相当期間にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（短期入所療養介護計画）

第164条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状及び希望並びにその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

- 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

(診療)

第165条 利用者に対する診療は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 一般にその必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行わなければならないこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、その心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も高めることができるよう適切な指導を行わなければならないこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び日常生活並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行わなければならないこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求めるなど診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

第166条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、その者に必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第167条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えないといけない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第168条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとすよう努めなければならない。
- 3 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できる限り離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第169条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(記録の整備)

第170条 指定短期入所療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 短期入所療養介護計画
 - (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第163条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
 - (4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (準用)

第171条 第8条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第20条、第25条、第30条の2、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条第1項、第38条から第39条まで、第49条、第91条、第93条、第123条、第130条第2項、第139条、第140条第1項及び第141条の規定は、指定短期入所療養介護の事業、指定短期入所療養介護事業者及び指定短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第160条第1項に規定する短期入所療養介護従業者」と、第8条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第171条において読み替えて準用する第139条に規定する重要事項に関する規程」と、第139条中「次に」とあるのは「次の各号(第2号を除く。)に」と、同条第1号中「、第2号及び第6号」とあるのは「及び第2号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

第2節 ユニット型指定短期入所療養介護

(この節の趣旨)

第172条 ユニット型指定短期入所療養介護(指定短期入所療養介護であつて、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。)の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、前節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第173条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(取扱方針)

第174条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者

対し、身体拘束等を行ってはならない。

- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第175条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、その者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、その者の日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第2項から前項までに定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(準用等)

第176条 第149条、第150条及び第152条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者及びユニット型指定短期入所療養介護事業所について準用する。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護の事業に対する第170条の規定の適用については、同条第2項第3号中「第163条第5項」とあるのは「第174条第7項」とする。
- 3 第159条、第163条、第167条及び第171条(第91条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業には適用しない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 指定特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第177条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下この章において「指定特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画(法第8条第11項に規定する計画をいう。以下この章において同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合においても、利用者が指定特定施設(特定施設であって、指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この章において同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下この節において「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(従業者)

第178条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下この章において「特定施設従業者」という。)を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)又は介護職員
- (3) 機能訓練指導員

(4) 計画作成担当者

- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 生活相談員のうち1人は、常勤でなければならない。
- 4 看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、規則で定める員数の従業者を常勤とする。
- 5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第179条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。

- 2 指定特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
 - (1) 一時介護室(一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。次条及び第188条において同じ。)
 - (2) 浴室
 - (3) 便所
 - (4) 食堂
 - (5) 機能訓練室
 - (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 3 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。
- 4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(重要事項の説明等)

第180条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第188条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うことについて、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の提供拒否の禁止等)

第181条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が当該指定特定施設入居者生活介護事業者による指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であることその他入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であることを認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

第182条 削除

[平成27年条例10号]

(サービスの提供の記録)

第183条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際してはその期日及び入居する指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際してはその期日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供したときは、その具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(取扱方針)

第184条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の認知症の状況その他の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(特定施設サービス計画)

第185条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成しようとするときは、規則で定めるところにより、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び前項の規定により把握した課題の内容に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を記載した特定施設サービス計画を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画に基づきサービスを提供している間、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、当該特定施設サービス計画の実施状況及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて当該特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、特定施設サービス計画の変更に準用する。

(介護)

第186条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第187条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第188条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第28条第1号、第2号、第6号及び第7号に掲げる事項
- (2) 入居定員及び居室数
- (3) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

一部改正〔令和3年条例10号〕

(勤務体制の確保等)

第189条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定特定施設の従業者により指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、当該従業者以外の者により指定特定施設入居者生活介護を提供することができる。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、当該指定特定施設入居者生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(協力医療機関等)

第190条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかななければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、利用者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第191条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生

活介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第192条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 特定施設サービス計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第184条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 第189条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

(準用)

第193条 第6条、第11条、第12条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条から第39条まで、第48条、第49条、第93条、第94条及び第135条から第137条までの規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業、指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「訪問入浴介護従業者」とあるのは「第178条第1項に規定する特定施設従業者」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第32条第1項中「運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、第136条中「医師及び看護職員」とあるのは「第178条第1項第2号の看護職員」と、第137条中「必要な助言その他の援助」とあるのは「利用者の社会生活に必要な支援」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

第2節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

(この節の趣旨)

第194条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(第196条において「基本サービス」という。))及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下この節において「受託居宅サービス事業者」という。)により当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託居宅サービス」という。)からなる指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この節において同じ。)の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、前節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第195条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下この節において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(従業者)

第196条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する特定施設従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
 - (2) 介護職員
 - (3) 計画作成担当者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。
- 4 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- (設備)

第197条 指定特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合には、食堂を設けないことができる。

- (1) 居室
 - (2) 浴室
 - (3) 便所
 - (4) 食堂
 - (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
- (重要事項の説明等)

第198条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定特定施設が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームであって当該養護老人ホームに入所する場合にあっては、当該提供に関する契約）を文書により締結しなければならない。

- (1) 第200条の重要事項に関する規程の概要
- (2) 従業者の勤務の体制
- (3) 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者との業務の分担の内容
- (4) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（第200条及び第201条において「受託居宅サービス事業所」という。）の名称
- (5) 受託居宅サービスの種類
- (6) 利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

一部改正〔平成27年条例10号〕

(受託居宅サービス)

第199条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、その日時及び具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第200条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第188条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- (4) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (5) その他運営に関する重要事項

(受託居宅サービスに関する委託契約)

第201条 受託居宅サービスに関する業務の委託に関する契約は、規則で定めるところにより、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

(記録の整備)

第202条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する記録を整備しておかななければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 第199条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

(3) 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について確認した結果等の記録

(4) 第193条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第193条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 第193条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(7) 次条第1項の規定により読み替えて適用する第183条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 第184条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(9) 次条第1項の規定により読み替えて適用する第189条第3項に規定する結果等の記録
一部改正〔平成27年条例10号〕

(適用関係)

第203条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に対する第180条、第183条、第185条、第189条及び第193条の規定の適用については、第180条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第198条」と、同項中「介護居室又は一時介護室」とあるのは「他の居室」と、第183条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス(第194条に規定する基本サービスをいう。第189条において同じ。)」を」と、第185条第3項中「と協議」とあるのは「及び受託居宅サービス事業者(第194条に規定する受託居宅サービス事業者をいう。第5項において同じ。)」と協議」と、同条第5項中「との連絡」とあるのは「及び受託居宅サービス事業者との連絡」と、第189条第1項中「指定特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第193条中「第188条」とあるのは「第200条」と、「第136条」とあるのは「第33条第1項及び第2項中「の従業者」とあるのは「及び受託居宅サービス事業所(第198条第4号に規定する受託居宅サービス事業所をいう。)」の従業者」と、第136条」とする。

2 第177条から第179条(第1項を除く。)まで、第180条第1項、第186条、第188条、第192条及び第193条(第135条及び第136条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業には適用しない。

第12章 福祉用具貸与

第1節 福祉用具貸与

(基本方針)

第204条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下この節において「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け及び調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(福祉用具専門相談員)

第205条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下この節において「指定福祉用具貸与事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに、福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

2 福祉用具専門相談員の員数の基準は、規則で定める。
(設備等)

第206条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項の設備等の基準は、規則で定める。
(基本的な取扱方針)

第207条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(具体的な取扱方針)

第208条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、利用者に対し、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料及び全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、その貸与に当たっては個別にその者の同意を得なければならないこと。

(2) 貸与する福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し点検を行わなければならないこと。

(3) 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項及び故障時の対応等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。

(4) 利用者等からの要請等に応じて、貸与した当該福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行わなければならないこと。

(5) 指定福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、介護支援専門員により、随時その必要性が検討された上で、その継続が必要な場合にはその理由が当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。

(6) 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しなければならないこと。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(福祉用具貸与計画)

第209条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2 福祉用具貸与計画は、利用者に第218条に規定する指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第222条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

3 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、福祉用具貸与計画の変更に準用する。

(運営規程)

第210条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 第28条第1号から第3号まで、第5号及び第7号に掲げる事項
- (2) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

一部改正〔令和3年条例10号〕

(研修の機会の確保等)

第210条の2 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽（さん）に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(福祉用具の取扱種目)

第211条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第212条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(重要事項の掲示等)

第213条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(記録の整備)

第214条 指定福祉用具貸与事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しな

なければならない。

- (1) 福祉用具貸与計画
 - (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第212条第4項に規定する結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (準用)

第215条 第6条、第8条から第20条まで、第25条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第49条並びに第91条第1項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業、指定福祉用具貸与事業者及び指定福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第210条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具（第204条に規定する福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「その期日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第91条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・30年15号・令和3年10号〕

第2節 基準該当福祉用具貸与

(定義)

第216条 この条例において「基準該当福祉用具貸与」とは、福祉用具貸与（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当福祉用具貸与事業者」とは、基準該当福祉用具貸与の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当福祉用具貸与事業所」とは、基準該当福祉用具貸与の事業を行う事業所をいう。

(基準該当福祉用具貸与の事業の基準)

第217条 基準該当福祉用具貸与の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第215条（第15条並びに第36条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第204条を除く。）中「指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「指定福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者」と「指定福祉用具貸与事業所」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業所」と、第204条中「指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下この節において「指定福祉用具貸与」という。）」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第215条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「内容及び」とあるのは「内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」と、「並びに福祉用具の種目及び品名並びに」とあるのは「並びに福祉用具の種目及び品名」とする。

第13章 指定福祉用具販売

(基本方針)

第218条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下この章において「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け及び調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(サービスの提供の記録)

第219条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下この章において「指定特定福祉用具販売事業者」

という。)は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第220条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、規則で定めるところにより、その販売費用の額等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(具体的な取扱方針)

第221条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法及び販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る利用者の同意を得なければならないこと。

(2) 販売する特定福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し点検を行わなければならないこと。

(3) 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法及び使用上の留意事項等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。

(4) 指定特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。

(特定福祉用具販売計画)

第222条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。

2 特定福祉用具販売計画は、利用者に第204条に規定する指定福祉用具貸与の利用があるときは、第209条第1項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

3 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第223条 指定特定福祉用具販売事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

(1) 特定福祉用具販売計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第224条 第6条から第14条まで、第16条から第18条まで、第25条、第30条の2、第31条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第49条、第91条第1項及び第4項、第205条、第207条、第210条から第211条まで並びに第213条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業、指定特定福祉用具販売事業者及び指定特定福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、

これらの規定（第31条を除く。）中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第224条において準用する第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第224条において読み替えて準用する第210条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う第218条に規定する特定福祉用具の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第91条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第207条第2項中「貸与」とあるのは「販売」と、第210条第2号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・30年15号・令和3年10号〕

第14章 雑則

（補則）

第225条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成12年4月1日前から引き続き存する老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、規則で定めるものにあつては、第179条第2項及び第197条第1項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。

一部改正〔平成27年条例10号〕

3 第179条及び第197条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下この項において同じ。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

追加〔平成30年条例15号〕

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

一部改正〔平成30年条例15号〕

附 則（平成27年3月19日条例第10号）

改正 平成30年3月22日条例第15号

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

一部改正〔平成30年条例15号〕

附 則（平成28年3月22日条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第208条第1号の改正規定及び第2条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第196条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定

居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。）第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

- 3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。）第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

（既存病床数の算定）

- 4 平成36年3月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保険施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保険施設をいう。）及び介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

附 則（平成30年12月25日条例第42号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第48条の10の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第4条の規定による改正後の旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第1項、第6条第15項及び第7条第1項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第6条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第29条、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項、第32条の2及び第34条第3項、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第34条並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第28条（新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含

む。)、第50条、第73条、第81条、第90条(新指定居宅サービス等基準条例第125条において準用する場合を含む。)、第139条(新指定居宅サービス等基準条例第171条において準用する場合を含む。)、第151条、第188条、第200条及び第210条(新指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、第59条の2、第68条、第76条、第99条の3、第113条(新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。)、第129条、第164条、第181条及び第189条(新指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条及び第49条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項及び第7条第4項、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第49条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条、新軽費老人ホーム基準条例第7条並びに新介護医療院基準条例第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、新指定居宅サービス等基準条例第28条、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項、新介護老人保健施設基準条例第28条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条、新軽費老人ホーム基準条例第7条及び新介護医療院基準条例第28条中「の重要事項」とあるのは「の重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」と、新指定居宅サービス等基準条例第50条第1号及び第90条第1号、新介護老人保健施設基準条例第49条第1号並びに新介護医療院基準条例第49条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるのは「、第5号及び第6号」と、新指定居宅サービス等基準条例第73条第1号及び第210条第1号中「、第5号及び第7号」とあるのは「及び第5号」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定居宅サービス等基準条例第139条第1号及び第188条第1号中「、第6号及び第7号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第59条の2第1号、第113条第1号及び第164条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第7号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1号及び第189条第1号中「、第5号及び第8号」とあるのは「及び第5号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第99条の3第1号中「、第6号及び第8号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護老人福祉施設基準条例第49条第1号及び新特別養護老人ホーム基準条例第35条第1号中「第8号」とあるのは「第7号」と、新介護療養型医療施設基準条例第7条第4項第1号中「第7号」とあるのは「第6号」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2(新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第8項から第10項まで、新介護老人保健施設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第22条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2及び新介護医療院基準第29条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第31条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条及び第83条において準用する場合を含む。)、第94条第2項(新指定居宅サービス等基準条例第143条及び第193条において準用する場合を含む。)、第123条第2項及び第212条第6項並びに新指定介護予防サービス等基準条例第48条の3第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条及び第78条において準用する場合を含む。)、第101条第2項(新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。)、第114条の2第2項(新指定介護予防サービス等基準条例第169条において準用する場合を含む。))及び第191条第6項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努

めなければ」とする。

(認知症の利用者等に対する介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第50条の2第3項、第91条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第125条、第143条及び第171条において準用する場合を含む。)、第152条第4項(新指定居宅サービス等基準条例第176条第1項において準用する場合を含む。)及び第189条第5項、新介護予防サービス基準条例第48条の2第3項、第99条の4第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第117条及び第145条において準用する場合を含む。)、第130条第4項(新指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項において準用する場合を含む。)及び第165条第5項、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条第4項、新介護療養型医療施設基準条例第6条第6項、新介護老人保健施設基準条例第29条第4項、新養護老人ホーム基準条例第22条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第4項、新軽費老人ホーム基準条例第24条第4項並びに新介護医療院基準条例第29条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
平成24年10月11日条例第52号

改正 平成27年3月19日条例第10号 平成27年3月19日条例第11号
平成30年3月22日条例第15号 平成30年12月25日条例第42号
令和3年3月25日条例第10号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例をここに公布します。

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 削除
- 第3章 介護予防訪問入浴介護
 - 第1節 介護予防訪問入浴介護（第44条—第50条）
 - 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第51条・第52条）
 - 第3節 基準該当介護予防訪問入浴介護（第53条・第54条）
- 第4章 介護予防訪問看護
 - 第1節 介護予防訪問看護（第55条—第61条）
 - 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第62条—第64条）
- 第5章 介護予防訪問リハビリテーション
 - 第1節 介護予防訪問リハビリテーション（第65条—第70条）
 - 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第71条・第72条）
- 第6章 介護予防居宅療養管理指導
 - 第1節 介護予防居宅療養管理指導（第73条—第78条）
 - 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第79条・第80条）
- 第7章 削除
- 第8章 介護予防通所リハビリテーション
 - 第1節 介護予防通所リハビリテーション（第97条—第103条）
 - 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第104条—第106条の2）
- 第9章 介護予防短期入所生活介護
 - 第1節 指定介護予防短期入所生活介護（第107条—第117条）
 - 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第118条—第125条）
 - 第3節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（第126条—第135条）
 - 第4節 共生型介護予防短期入所生活介護（第135条の2—第135条の4）
 - 第5節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第136条—第139条）
- 第10章 介護予防短期入所療養介護
 - 第1節 指定介護予防短期入所療養介護（第140条—第145条）
 - 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第146条—第152条）
 - 第3節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（第153条—第156条）
- 第11章 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 第1節 指定介護予防特定施設入居者生活介護（第157条—第169条）
 - 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第170条—第175条）
 - 第3節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（第176条—第185条）
- 第12章 介護予防福祉用具貸与
 - 第1節 介護予防福祉用具貸与（第186条—第194条）
 - 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第195条—第197条）
 - 第3節 基準該当介護予防福祉用具貸与（第198条・第199条）
- 第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 特定介護予防福祉用具販売（第200条—第204条）

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第205条—第207条）

第14章 雑則（第208条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

一部改正〔平成30年条例42号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
- （2） 介護予防サービス計画又は介護予防支援事業者 それぞれ法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は介護予防支援事業を行う者をいう。
- （3） 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
- （4） 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- （5） 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- （6） 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- （7） 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。
- （8） 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

一部改正〔平成27年条例10号・30年42号〕

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）

第3条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

第2章 削除

〔平成27年条例10号〕

第4条から第43条まで 削除

〔平成27年条例10号〕

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 介護予防訪問入浴介護

(基本方針)

第44条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、その者の身体の清潔の保持及び心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第45条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この章において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。）

(2) 介護職員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人は、常勤でなければならない。

(管理者)

第45条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

追加〔平成27年条例10号〕

(設備等)

第45条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、規則で定めるところにより、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室又は区画を設けるとともに、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽その他の設備及び備品等を設けなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(重要事項の説明等)

第45条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定介護予防訪問入浴介護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

追加〔平成27年条例10号〕

(サービス提供拒否の禁止)

第45条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第45条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所が通常時に指定介護予防訪問入浴介護を提供する地域（第48条において「通常の事業の実施地域」という。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、当該利用申込者に対する他の適当な指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(受給資格等の確認)

第45条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者に対し指定介護予防訪問入浴介護を提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、その者に係る被保険者資格並びに要支援認定（法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。次条において同じ。）の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(要支援認定の申請に係る援助)

第45条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、要支援認定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者が法第32条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合その他の場合であって必要と認めるときは、当該利用者に係る法第33条第2項の規定による要支援認定の更新の申請が、当該要支援認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(心身の状況等の把握)

第45条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（当該利用者の介護予防サービス計画を作成した者及び当該利用者に係る法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者により構成される会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者に係る他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(介護予防支援事業者等との連携)

第45条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第45条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が法第53条第1項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ることなどにより介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第45条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（規則で定める計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第45条の13 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(身分証明書)

第45条の14 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者にその身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(サービスの提供の記録)

第45条の15 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、その期日、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者が有する介護予防サービス計画を記載した書面等に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、当該提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、その者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報をその者に提供しなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(利用料等の受領)

第45条の16 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、規則で定めるところにより、利用者から利用料の支払を受けるものとする。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用料のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(市町村への通知)

第45条の17 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

追加〔平成27年条例10号〕

(緊急時等の対応)

第46条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかななければならない。

2 介護予防訪問入浴介護従業者は、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師又は前項の医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第47条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理、指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者に

この章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第48条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

(勤務体制の確保等)

第48条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(業務継続計画の策定等)

第48条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対し指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和3年条例10号〕

(衛生管理等)

第48条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(重要事項の掲示)

第48条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所

に、第48条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

追加〔平成27年条例10号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(秘密保持等)

第48条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(広告)

第48条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(利益供与の禁止)

第48条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が介護予防サービスの利用を希望する者に対して当該指定介護予防訪問入浴介護事業者その他の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(苦情解決)

第48条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る苦情に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(市町村の事業への協力等)

第48条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の

建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(事故発生時の対応)

第48条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(虐待の防止)

第48条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(会計の区分)

第48条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(記録の整備)

第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録

(3) 第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(4) 第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

第50条 削除

〔平成27年条例10号〕

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第51条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害するなどの不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(具体的な取扱方針)

第52条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護は、第44条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (4) 1回の訪問につき、規則で定める従業者をもって行わなければならないこと。
- (5) サービスの提供に用いる設備及び器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備及び器具その他の用品については、サービスを提供するごとに消毒したものを使用しなければならないこと。

第3節 基準該当介護予防訪問入浴介護

(定義)

第53条 この条例において「基準該当介護予防訪問入浴介護」とは、介護予防訪問入浴介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当介護予防サービスをいう。

2 この条例において「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」とは、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」とは、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業を行う事業所をいう。

(基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の基準)

第54条 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準は、前2節（第45条第3項、第45条の11、第45条の16第1項並びに第48条の8第5項及び第6項を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第44条及び第45条の16第2項を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」と、第44条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第45条の3中「広さを有する専用の事務室又は」とあるのは「広さの」と、第45条の15第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、第45条の16第2項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護」とする。

一部改正〔平成27年条例10号〕

第4章 介護予防訪問看護

第1節 介護予防訪問看護

(基本方針)

第55条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下この章において「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、その心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第56条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者を置かななければならない。

- (1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下この章及び第74条において「指定介護予防訪問看護ステーション」という。） 次に掲げる従業者
 - ア 看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。）
 - イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所 看護職員

- 2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 指定介護予防訪問看護ステーションの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。
(管理者)

第57条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合にあっては、この限りでない。
- 3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。
(設備等)

第58条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションにその事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、指定介護予防訪問看護ステーションには、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。
- 3 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。
- 4 前3項に規定する設備等の基準は、規則で定める。
(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第58条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、当該指定介護予防訪問看護事業者の第56条第1項に規定する従業者の同居の家族が利用者である場合には、当該従業者に当該利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(緊急時等の対応)

第59条 指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者は、利用者に指定介護予防訪問看護を提供している場合であってその者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡してその指示を求めるなどの必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第59条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

追加〔平成27年条例10号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(勤務体制の確保等)

第59条の3 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、第56条第1項に規定する従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防訪問看護事業所の当該従業者によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、第56条第1項に規定する従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、当該指定介護予防訪問看護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第56条第1項に規定する従業者の就業環境が害

されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(記録の整備)

第60条 指定介護予防訪問看護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 主治の医師による指示の文書
- (2) 介護予防訪問看護計画
- (3) 介護予防訪問看護報告書
- (4) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

(準用)

第61条 第45条の4から第45条の17まで、第47条及び第48条の2の2から第48条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業、指定介護予防訪問看護事業者及び指定介護予防訪問看護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第56条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第59条の2」と、第45条の6中「等を」とあるのは「、利用申込者の病状等を」と、「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第62条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者がその有する能力を最大限に活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第63条 看護師その他の従業者の行う指定介護予防訪問看護は、第55条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の病状、その心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 看護師その他の従業者（准看護師を除く。以下この条において「看護師等」という。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防訪問看

護計画を作成し、主治の医師に提出しなければならないこと。

- (3) 看護師等は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防訪問看護計画を作成しなければならないこと。
- (4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行わなければならないこと。
- (6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
- (7) 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行わなければならないこと。
- (8) 特殊な看護等については、行ってはならないこと。
- (9) 看護師等は、介護予防訪問看護計画に基づきサービスを提供している間、少なくとも1回以上、当該介護予防訪問看護計画の実施状況の把握を行わなければならないこと。
- (10) 看護師等は、前号の把握の結果も踏まえつつ、その訪問した日、提供したサービスの内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書を主治の医師に定期的に提出しなければならないこと。
- (11) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならないこと。
- (12) 看護師等は、第9号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画を主治の医師に提出しなければならないこと。
- (13) 第1号から第4号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問看護計画の変更について準用するものであること。
- (14) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所にあつては、第2号、第3号、第10号及び第12号の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができること。

（主治の医師との関係）

第64条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供しようとするときは、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所は、第2項の規定による主治の医師の文書による指示は、診療記録への記載をもって代えることができる。

第5章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 介護予防訪問リハビリテーション

（基本方針）

第65条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下この章において「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（従業者）

第66条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下この章及び第105条において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かななければならない。

- (1) 医師

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(第72条において「理学療法士等」という。)

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号・30年15号〕

(設備等)

第67条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所には、規則で定めるところにより、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(運営規程)

第68条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 第48条第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項

(2) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

(3) その他運営に関する重要事項

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

(記録の整備)

第69条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第4号及び第5号に掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

(1) 介護予防訪問リハビリテーション計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

(準用)

第70条 第45条の4から第45条の17まで、第47条、第48条の2の2から第48条の5まで、第48条の7から第48条の11まで及び第59条の3の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第59条の3中「第56条第1項に規定する従業者」とあり、及び「当該従業者」とあるのは「第66条に規定する理学療法士等」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第68条」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第71条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第72条 理学療法士等が行う指定介護予防訪問リハビリテーションは、第65条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議又はリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条に規定する担当職員をいう。第114条において同じ。)、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者(以下この条及び第105条において「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下この条及び第105条において同じ。)による情報交換等の適切な方法により、利用者の病状、その心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 医師及び理学療法士等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならないこと。
- (3) 医師及び理学療法士等は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しなければならないこと。
- (4) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が第98条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第105条第2号から第4号までに定める基準を満たすことをもって、第2号から前号までに定める基準を満たしているものとみなすことができること。
- (6) 医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行わなければならないこと。
- (7) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
- (8) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (9) 理学療法士等は、利用者ごとに、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しなければならないこと。
- (10) 医師又は理学療法士等は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づきサービスを提供している間、少なくとも1回以上、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握を行わなければならないこと。
- (11) 医師又は理学療法士等は、前号の規定による把握の結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (12) 医師又は理学療法士等は、第10号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行わなければならないこと。
- (13) 第1号から第5号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の

変更について準用するものであること。

一部改正〔平成27年条例10号〕

第6章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 介護予防居宅療養管理指導

(基本方針)

第73条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下この章において「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。次条第1項第1号のイ及び第80条第3項において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

(従業者)

第74条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の区分に応じ、当該各号に定める介護予防居宅療養管理指導従業者（指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者をいう。）を置かなければならない。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士

(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(設備等)

第75条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、規則で定めるところにより、病院、診療所又は薬局であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているものとするとともに、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を有していなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(運営規程)

第76条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 第48条第1号から第3号まで及び第8号に掲げる事項

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額

(3) 通常事業の実施地域

(4) その他運営に関する重要事項

一部改正〔平成27年条例10号・30年15号・令和3年10号〕

(記録の整備)

第77条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置

についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

(準用)

第78条 第45条の4から第45条の10まで、第45条の12、第45条の14から第45条の17まで、第47条、第48条の2の2から第48条の5まで、第48条の7から第48条の11まで及び第59条の3の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業、指定介護予防居宅療養管理指導事業者及び指定介護予防居宅療養管理指導事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第76条」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴及び服薬歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第59条の3中「第56条第1項に規定する従業者」とあり、及び「当該従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第79条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第80条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行わなければならないこと。
 - (2) 利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、これらの者に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならないこと。
 - (3) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。
 - (4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しなければならないこと。
- 2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (1) 医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が作成した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。
 - (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理

解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。
 - (4) 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、これらの者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行わなければならないこと。この場合においては、原則として、サービス担当者会議において行わなければならないこと。
 - (5) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。
- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (1) 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、その居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行わなければならないこと。
 - (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
 - (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、適切に行わなければならないこと。
 - (4) 利用者ごとに、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しなければならないこと。

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

第7章 削除

〔平成27年条例10号〕

第81条から第96条まで 削除

〔平成27年条例10号〕

第8章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 介護予防通所リハビリテーション

(基本方針)

第97条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション(以下この章において「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第98条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下この章において「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この章において「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに、次に掲げる指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を置かななければならない。

- (1) 医師
 - (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(看護師又は准看護師をいう。)又は介護職員
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
- 3 医師は、常勤でなければならない。

(設備等)

第99条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等
 - (2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
 - (3) その他指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具
- 2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

3 第1項第1号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
(緊急時等の対応)

第99条の2 第98条第1項に規定する従業者は、利用者に指定介護予防通所リハビリテーションを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(運営規程)

第99条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号、第6号及び第8号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 非常災害対策
- (5) その他運営に関する重要事項

追加〔平成27年条例10号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(勤務体制の確保等)

第99条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第98条第1項に規定する従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第98条第1項に規定する従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(定員の遵守)

第99条の5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

追加〔平成27年条例10号〕

(非常災害対策)

第99条の6 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(管理者等の責務等)

第100条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションに従事する看護師のうちから選任した者

に、その管理の代行をさせることができる。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の規定により管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第101条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(記録の整備)

第102条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 介護予防通所リハビリテーション計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

(準用)

第103条 第45条の4から第45条の13まで、第45条の15から第45条の17まで、第48条の2の2、第48条の4、第48条の5及び第48条の7から第48条の11までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業、指定介護予防通所リハビリテーション事業者及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第98条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第99条の3」と、第45条の9中「心身の状況」とあるのは「心身の状況及び病歴」と、第45条の10第2項中「介護予防支援事業者」とあるのは「主治の医師及び介護予防支援事業者」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第104条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、単に利用者の運動器の機能の向上、その栄養状態の改善、その口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするのではなく、その心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に

参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第105条 指定介護予防通所リハビリテーションは、第97条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議又はリハビリテーション会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の病状、その心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 医師及び理学療法士その他の専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下この条において「医師等の従業者」という。）は、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境も踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないこと。
- (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第72条第2号から第4号までに定める基準を満たすことをもって、第2号から前号までに定める基準を満たしているものとみなすことができること。
- (6) 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。
- (7) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。
- (8) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (9) 医師等の従業者は、利用者に対し介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスを提供したときは、1月に1回以上、当該利用者の状態、その者に対するサービスの提供状況等について、その者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (10) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づきサービスを提供している間に1回以上、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握を行うとともに、その結果を記録し、当該記録を前号の指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (11) 医師等の従業者は、前号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行わなければならないこと。
- (12) 第1号から第5号までの規定は、前号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用するものであること。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意事項)

第106条 指定介護予防通所リハビリテーションは、介護予防の効果を最大限にするという観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、規則で定める手続により把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めなければならないこと。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器の機能の向上に係るサービス、栄養の改善に係るサービス又は口腔（くう）の機能の向上に係るサービスを提供するに当たっては、一般に有効性が確認されている適切なものとしなければならないこと。

- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととするとともに、次条に定める安全管理体制等の確保を図ることなどを通じて、利用者の安全面に最大限配慮しなければならないこと。

全部改正〔平成27年条例10号〕

(安全管理体制等の確保)

第106条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たっては、事前に利用者の脈拍及び血圧を測定するなどその者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

第9章 介護予防短期入所生活介護

第1節 指定介護予防短期入所生活介護

(基本方針)

第107条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第108条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者を置かななければならない。

- (1) 医師
 - (2) 生活相談員
 - (3) 介護職員
 - (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）
 - (5) 栄養士
 - (6) 機能訓練指導員
 - (7) 調理員その他の従業者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
 - 3 生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所で、当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあっては、この限りでない。
 - 4 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、規則で定める施設に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所で、当該施設と一体的に運営されるもの（利用定員が20人未満であるものに限る。）にあっては、この限りでない。
 - 5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができる。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(利用定員等)

第109条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、規則で定めるところにより、規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業所を除き、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業のための専用の居室を設けるものとする。

(設備等)

第110条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項及び第159条において同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項及び第159条において同じ。)とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) その他指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等

4 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

5 第3項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(対象者等)

第111条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その心身の状況により一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者並びにその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために一時的に居宅以外の場所において日常生活を営む必要がある者に対して、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護を提供している間、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第111条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供したときは、規則で定めるところにより、利用者から利用料の支払を受けるものとする。

- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用料のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書により得なければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(身体拘束等の禁止)

第112条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第113条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第48条第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる事項
- (2) 利用定員（規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者を除く。）
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域（指定介護予防短期入所生活介護事業所が通常時に送迎サービスを提供する地域をいう。）
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

(定員の遵守)

第114条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、規則で定める人数以上の利用者に対し指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者に利用させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 2 利用者の状況やその家族等の事情により、担当職員が緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を行う場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項の規則で定める人数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(衛生管理等)

第114条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(地域等との連携)

第115条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第116条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる

記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

(準用)

第117条 第45条の2、第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17から第47条まで、第48条の2の2、第48条の4から第48条の8まで、第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで、第99条の4及び第99条の6の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業、指定介護予防短期入所生活介護事業者及び指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第108条第1項に規定する従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第113条」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第118条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第119条 指定介護予防短期入所生活介護は、第107条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、その者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成しなければならないこと。
- (3) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。

(6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(介護)

第120条 利用者に対する介護は、その者の心身の状況に応じ、その自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を配置しておかななければならない。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第121条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第122条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第123条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(相談等)

第124条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第125条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第3節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

(この節の趣旨)

第126条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第133条において同じ。))により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。)の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前2節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第127条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニ

ットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(設備等)

第128条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下この節において「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。))が当該事業を行う事業所をいう。第130条及び第132条において同じ。)には、次に掲げる設備等を設けなければならない。

- (1) ユニット
 - (2) 浴室
 - (3) 医務室
 - (4) 調理室
 - (5) 洗濯室又は洗濯場
 - (6) 汚物処理室
 - (7) 介護材料室
 - (8) その他指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等
- 2 前項各号に掲げる設備等の基準及びその特例は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(運営規程)

第129条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第113条第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項
- (2) 利用定員(規則で定めるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を除く。)
- (3) ユニットの数及びユニットごとの利用定員(規則で定めるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を除く。)
- (4) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第130条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定めるところにより、従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業員によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第108条第1項に規定する従業員(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより第108条第1項に規定する従業員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)

第131条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、その者の日常生活上の活動について必要な援助を行わなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

(介護)

第132条 利用者に対する介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第2項から前項までに定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を配置しておかななければならない。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第133条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第134条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(適用関係)

第135条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に対する第117条及び第119条の規定の適用については、第117条中「第113条」とあるのは「第129条」と、第119条中「107条」とあるのは「第127条」とする。

- 2 第107条、第110条第3項から第5項まで、第113条、第117条（第99条の4の規定を準用する部分に限る。）、第120条、第121条及び第125条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業には適用しない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

第4節 共生型介護予防短期入所生活介護

追加〔平成30年条例42号〕

(定義)

第135条の2 この条例において「共生型介護予防短期入所生活介護」とは、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービスをいう。

- 2 この条例において「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」とは、共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う者をいう。
- 3 この条例において「共生型介護予防短期入所生活介護事業所」とは、共生型介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。

追加〔平成30年条例42号〕

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第135条の3 指定短期入所事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第60条に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第59条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。))の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(第1号及び第2号において「指定短期入所事業所」という。))において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が行う共生型介護予防短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の居室が、規則で定める面積以上であること。
- (3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

追加〔平成30年条例42号〕

第135条の4 前条に定めるもののほか、共生型介護予防短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営の基準は、第107条、第110条第5項及び第111条から第125条までに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第107条を除く。)中「指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業所」と、第107条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」という。))」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、第110条第5項中「第3項各号に掲げる」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業所の」と、第116条第2項第4号中「次条において準用する第45条の17」とあるのは「第45条の17」と、同項第5号中「次条において準用する第48条の8第2項」とあるのは「第48条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第48条の10第2項」とあるのは「第48条の10第2項」と、第117条中「規定中」とあるのは「規定(第45条の4を除く。)中」と、「第108条第1項に規定する従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、「読み替える」とあるのは「、第45条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。))」と読み替える」とする。

追加〔平成30年条例42号〕

第5節 基準該当介護予防短期入所生活介護

一部改正〔平成30年条例42号〕

(定義)

第136条 この条例において「基準該当介護予防短期入所生活介護」とは、介護予防短期入所生活介護

(これに相当するサービスを含む。)に係る基準該当介護予防サービスをいう。

2 この条例において「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」とは、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」とは、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)

第137条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)その他規則で定める事業所等(次条において「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第138条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携及び支援の体制を整えなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(その他の基準)

第139条 前2条に定めるもののほか、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準は、第1節(第108条第3項及び第4項、第110条第1項及び第2項、第111条の2第1項並びに第117条(第45条の11並びに第48条の8第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)及び第2節に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定(第107条及び第111条の2第2項を除く。)中「指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」と、第107条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護(以下この章において「指定介護予防短期入所生活介護」という。))」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第108条第1項中「次に」とあるのは「次の各号(第1号を除く。))に」と、同項第5号中「栄養士」とあるのは「栄養士(他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときを除く。))」と、第109条中「規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業所を除き、その」とあるのは「その」と、「以上」とあるのは「未満」と、第110条第3項中「次に」とあるのは「次の各号(第7号及び第11号から第15号までを除く。))に」と、同項第6号中「洗面設備」とあるのは「洗面所」と、同項第9号中「面談室」とあるのは「面接室」と、第111条の2第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第114条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第117条中「第45条の4第1項」とあるのは「第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第45条の4第1項」と、「読み替える」とあるのは「、第45条の15第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」とあるのは「及び内容」と、第99条の6第1項中「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるほか、非常災害」とあるのは「非常災害」と読み替える」と、第123条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」とする。

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

第10章 介護予防短期入所療養介護

第1節 指定介護予防短期入所療養介護

(基本方針)

第140条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下この章において「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立

した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、その者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第141条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者を置かなければならない。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 次に掲げる従業者

ア 医師

イ 薬剤師

ウ 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条において同じ。）

エ 介護職員

オ 支援相談員

カ 理学療法士又は作業療法士

キ 栄養士

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 前号のアからエまで、カ及びキに掲げる従業者

(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設を除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 前号に定める従業者

(4) 診療所（前2号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所を除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 第2号に定める従業者

2 前項各号に定める従業者の員数の基準は、規則で定める。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(設備)

第142条 指定介護予防短期入所療養介護事業所には、前条第1項各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、規則で定める設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(対象者)

第143条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭若しくは出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者に対して、指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(記録の整備)

第144条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 介護予防短期入所療養介護計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

(準用)

第145条 第45条の4から第45条の9まで、第45条の11、第45条の12、第45条の15、第45条の17、第47条、第48条の2の2、第48条の4、第48条の5、第48条の7、第48条の8、第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで、第99条の4、第99条の6、第101条、第111条第2項、第111条の2から第113条まで、第114条第1項及び第115条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業、指定介護予防短期入所療養介護事業者及び指定介護予防短期入所療養介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第141条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第45条の4第1項及び第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第145条において読み替えて準用する第113条」と、第113条中「次に」とあるのは「次の各号(第2号を除く。)」に」と、同条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第8号」と、同条第5号中「サービス」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第146条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第147条 指定介護予防短期入所療養介護は、第140条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、その者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成しなければならないこと。
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならないこと。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。
- (6) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならないこと。

(診療)

第148条 利用者に対する診療は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 一般にその必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行わなければならないこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、その心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も高めることができるよう適切な指導を行わなければならないこと。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及び日常生活並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行わなければならないこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求めるなど診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(機能訓練)

第149条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、その者に必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第150条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第151条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、栄養並びにその者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 利用者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものと努めなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して食事を提供するときは、その者の自立の支援に配慮し、できる限り離床して食堂で行うよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第152条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第3節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護

(この節の趣旨)

第153条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防短期入所療養介護であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室(当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」という。))ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下この節において同じ。)の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前2節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第154条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、その者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第155条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、その者の日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、その者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第2項から前項までに定めるもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対して、その者の負担により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(準用等)

第156条 第130条、第131条、第133条及び第134条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所について準用する。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に対する第147条の規定の適用については、同条中「第140条」とあるのは、「第154条」とする。

3 第140条、第145条(第99条の4の規定を準用する部分に限る。)及び第150条から第152条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業には適用しない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 指定介護予防特定施設入居者生活介護

(基本方針)

第157条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護(以下この章において「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、介護予防特定施設サービス計画(法第8条の2第9項に規定する計画をいう。以下この章において同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が指定介護予防特定施設(特定施設であって、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)において、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下この章において「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(従業者)

第158条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下この章において「介護予防特定

施設従業者」という。)を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
 - (2) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)又は介護職員
 - (3) 機能訓練指導員
 - (4) 計画作成担当者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
 - 3 生活相談員のうち1人は、常勤でなければならない。
 - 4 看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、規則で定める員数の従業者を常勤とする。
 - 5 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
 - 6 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第159条 指定介護予防特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす指定介護予防特定施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。

2 指定介護予防特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための部屋が確保されている場合にあつては第1号の一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。

- (1) 一時介護室(一時的に利用者を移して指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための部屋をいう。次条及び第164条において同じ。)
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 食堂
- (5) 機能訓練室
- (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。

4 前項に規定する設備その他の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(重要事項の説明等)

第160条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第164条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うことについて、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続を第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供拒否の禁止等)

第161条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者による指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であることその他入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であることを認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第162条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際してはその期日及び入居する指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際してはその期日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供したときは、その具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(身体拘束等の禁止)

第163条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者への指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

追加〔平成30年条例15号〕

(運営規程)

第164条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 第48条第1号、第2号、第7号及び第8号に掲げる事項

(2) 入居定員及び居室数

(3) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(4) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他運営に関する重要事項

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

(勤務体制の確保等)

第165条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定介護予防特定施設の従業者により指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、当該従業者以外の者により指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供することができる。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向

上のための研修の機会を確保しなければならない。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の利用者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

（協力医療機関等）

第166条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、利用者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第167条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第168条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 第165条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

（準用）

第169条 第45条の2、第45条の7、第45条の8、第45条の16から第47条まで、第48条の2の2、第48条の4から第48条の8まで、第48条の9第1項、第48条の10から第48条の11まで、第99条の6及び第114条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第158条第1項に規定する介護予防特定施設従業者」と、第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第48条の4第1項中「第48条」とあるのは「第164条」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・30年15号・令和3年10号〕

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

（基本的な取扱方針）

第170条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第171条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、第157条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等を分析してその者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。

(2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び前号の規定により把握した課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、規則で定める事項を記載した介護予防特定施設サービス計画を作成しなければならないこと。

(3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。

(4) 介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。

(5) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(6) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づきサービスを提供している間に1回以上、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行わなければならないこと。

(7) 計画作成担当者は、前号の規定による実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行わなければならないこと。

(8) 第1号から第3号までの規定は、前号の規定による介護予防特定施設サービス計画の変更について準用するものであること。

(介護)

第172条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第173条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第174条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(準用)

第175条 第122条及び第124条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設について準用する。この場合において、第124条中「必要な助言その他の」とあるのは、「利用者の社会生活に必要な」と読み替えるものとする。

第3節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

(この節の趣旨)

第176条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(第178条において「基本サービス」という。))及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)からなる指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この節において同じ。)の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前2節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(基本方針)

第177条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下この節において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

(従業者)

第178条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する介護予防特定施設従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員
- (3) 計画作成担当者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

(設備)

第179条 指定介護予防特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合には、食堂を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 食堂
- (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(重要事項の説明等)

第180条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定介護予防特定施設が

養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)であって当該養護老人ホームに入居する場合にあっては、当該提供に関する契約)を文書により締結しなければならない。

- (1) 次条に規定する重要事項に関する規程の概要
- (2) 従業者の勤務の体制
- (3) 当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者との業務の分担の内容
- (4) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所(以下この節において「受託介護予防サービス事業所」という。)の名称
- (5) 受託介護予防サービスの種類
- (6) 利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

一部改正〔平成27年条例10号〕

(運営規程)

第181条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第164条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (4) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (5) その他運営に関する重要事項

(受託介護予防サービスに関する委託契約)

第182条 受託介護予防サービスに関する業務の委託に関する契約は、規則で定めるところにより、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

(記録の整備)

第183条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しておかななければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第5号、第6号及び第8号に掲げる記録にあっては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 次条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
- (3) 受託介護予防サービスに係る業務の実施状況についての確認の結果等の記録
- (4) 第169条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第169条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (6) 第169条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (7) 第185条第1項の規定により読み替えて適用する第162条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 第169条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (9) 第185条第1項の規定により読み替えて適用する第165条第3項に規定する結果等の記録

一部改正〔平成27年条例10号・30年15号〕

(受託介護予防サービスの提供)

第184条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業

者が受託介護予防サービスを提供した場合には、その日時及び具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(適用関係)

第185条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に対する第160条、第162条、第165条、第169条、第171条及び第175条の規定の適用については、第160条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第180条」と、同項中「介護居室又は一時介護室」とあるのは「他の居室」と、第162条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス（第176条に規定する基本サービスをいう。第165条において同じ。）を」と、第165条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第169条中「第164条」とあるのは「第181条」と、第48条の5第1項及び第2項中「の従業者」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業所（第180条第4号に規定する受託介護予防サービス事業所をいう。）の従業者」と、第171条中「第157条」とあるのは「第177条」と、同条第2号中「と協議」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業者（第176条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。第6号において同じ。）と協議」と、同条第6号中「との連絡」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業者との連絡」とする。

2 第157条、第158条、第159条（第1項を除く。）、第160条第1項、第164条、第168条、第172条、第173条及び第175条（第122条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業には適用しない。

一部改正〔平成27年条例10号・30年15号〕

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 介護予防福祉用具貸与

(基本方針)

第186条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下この章において「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居室において、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の心身の状況、その希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け及び調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、その者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(福祉用具専門相談員)

第187条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 福祉用具専門相談員の員数の基準は、規則で定める。

(設備等)

第188条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を設けなければならない。ただし、第191条第3項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項の設備等の基準は、規則で定める。

(利用料等の受領)

第188条の2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供したときは、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具

- 貸与を提供したときは、規則で定めるところにより、利用者から利用料の支払を受けるものとする。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用料のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。
 - 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
 - 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく利用者が支払に応じない場合は、指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収することなどにより、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

追加〔平成27年条例10号〕

(運営規程)

第189条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第48条第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要事項

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

(研修の機会の確保等)

第189条の2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽(さん)に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

追加〔平成27年条例10号〕

(福祉用具の取扱種目)

第190条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性及び変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第191条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(重要事項の揭示等)

第192条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第189条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予

防福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(記録の整備)

第193条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 介護予防福祉用具貸与計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第191条第4項に規定する結果等の記録
- (4) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

(準用)

第194条 第45条の2、第45条の4から第45条の15まで、第45条の17、第47条、第48条の2の2、第48条の5から第48条の11まで並びに第99条の4第1項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業、指定介護予防福祉用具貸与事業者及び指定介護予防福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第45条の4第1項中「第48条」とあるのは「第189条」と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具（第186条に規定する福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第45条の10第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第45条の15第1項中「その期日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第99条の4第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第195条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第196条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与は、第186条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき

相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料及び全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、その貸与に当たっては個別にその者の同意を得なければならないこと。

- (2) 介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。
- (3) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。
- (4) 貸与する福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し、点検を行わなければならないこと。
- (5) 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。
- (6) 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行わなければならないこと。
- (7) 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供しなければならないこと。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(介護予防福祉用具貸与計画)

第197条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、利用者に第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第207条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 3 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供を開始したときは、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、前項の規定による把握の結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、第5項の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 8 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第3節 基準該当介護予防福祉用具貸与

(定義)

第198条 この条例において「基準該当介護予防福祉用具貸与」とは、介護予防福祉用具貸与（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当介護予防サービスをいう。

- 2 この条例において「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」とは、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う者をいう。
- 3 この条例において「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」とは、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う事業所をいう。

(基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の基準)

第199条 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準は、前2節（第188条の2第1項及び第194条（第45条の11並びに第48条の8第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第186条及び第188条の2第2項を除く。）中「指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「指定介護予防福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防

福祉用具貸与事業所」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」と、第186条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下この章において「指定介護予防福祉用具貸与」という。）」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第188条の2第2項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者は、基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第194条中「第45条の4第1項」とあるのは「第45条の2中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第45条の4第1項」と、「内容及び」とあるのは「内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」と、「並びに福祉用具の種目及び品名並びに」とあるのは「並びに福祉用具の種目及び品名」とする。

一部改正〔平成27年条例10号〕

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 特定介護予防福祉用具販売

(基本方針)

第200条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下この章において「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け及び調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(サービスの提供の記録)

第201条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者をいう。以下この章において同じ。）は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第202条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、利用者から法第56条第3項に規定する現に当該特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける費用のほか、規則で定める費用の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(記録の整備)

第203条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 特定介護予防福祉用具販売計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第45条の17の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第48条の8第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第48条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

一部改正〔平成27年条例10号〕

(準用)

第204条 第45条の2、第45条の4から第45条の10まで、第45条の12から第45条の14まで、第45条の17、第47条、第48条の2の2、第48条の3、第48条の5から第48条の11まで、第99条の4第1項及び第4項、第187条、第188条第1項本文及び第2項、第189条、第190条並びに第192条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業、指定特定介護予防福祉用具販売事業者及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「第98条第1項に規定する従業者」とあるのは「第204条において準用する第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第45条の4第1項中「第48条」とあり、及び第192条第1項中「第189条」とあるのは「第204条において読み替えて準用する第189条」と、第45条の6中「等を」とあるのは「及び取り扱う指定介護予防福祉用具（第200条に規定する指定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第45条の10第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第45条の14中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第48条の3第2項中「浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第99条の4第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第188条第1項中「福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業」とあるのは「事業」と、第189条第2号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年条例10号・令和3年10号〕

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

（基本的な取扱方針）

第205条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

（具体的な取扱方針）

第206条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売は、第200条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- （1）利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して指定介護予防福祉用具の機能、使用方法及び販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の指定介護予防福祉用具の販売に係るその者の同意を得なければならないこと。
- （2）指定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。
- （3）販売する指定介護予防福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し、点検を行わなければならないこと。
- （4）利用者の身体の状況等に応じて指定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該指定介護予防福祉用具の使用方法及び使用上の留意事項等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該指定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行わなければならないこと。
- （5）介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。

（指定介護予防福祉用具販売計画）

第207条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、規則で定める事項を記載した指定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具販売計画は、利用者に第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、第197条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなけ

ればならない。

- 3 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

第14章 雑則

(補則)

第208条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成12年4月1日前から引き続き存する老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、規則で定めるものにあつては、第159条第2項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。

一部改正〔平成27年条例10号〕

- 3 第159条及び第179条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この項において同じ。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

追加〔平成30年条例15号〕

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

一部改正〔平成30年条例15号〕

附 則（平成27年3月19日条例第10号）

改正 平成30年3月22日条例第15号

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

一部改正〔平成30年条例15号〕

附 則（平成27年3月19日条例第11号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第208条第1号の改正規定及び第2条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第196条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。）第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、

看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。)が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

- 3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。)第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(既存病床数の算定)

- 4 平成36年3月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保険施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保険施設をいう。)及び介護医療院(介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。)の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

附 則(平成30年12月25日条例第42号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第3条第3項及び第38条の2(新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第3項及び第48条の10の2(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第4条の規定による改正後の旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。)第3条第1項、第6条第15項及び第7条第1項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第6条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)第2条第4項及び第29条、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)第3条第5項、第32条の2及び第34条第3項、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)第2条第4項及び第34条並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第28条(新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含む。)、第50条、第73条、第81条、第90条(新指定居宅サービス等基準条例第125条において準用する場合を含む。)、第139条(新指定居宅サービス等基準条例第171条において準用する場合を含む。)、第151条、第188条、第200条及び第210条(新指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する

場合を含む。) 、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、第59条の2、第68条、第76条、第99条の3、第113条(新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。) 、第129条、第164条、第181条及び第189条(新指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する場合を含む。) 、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条及び第49条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項及び第7条第4項、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第49条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条、新軽費老人ホーム基準条例第7条並びに新介護医療院基準条例第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、新指定居宅サービス等基準条例第28条、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項、新介護老人保健施設基準条例第28条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条、新軽費老人ホーム基準条例第7条及び新介護医療院基準条例第28条中「の重要事項」とあるのは「の重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」と、新指定居宅サービス等基準条例第50条第1号及び第90条第1号、新介護老人保健施設基準条例第49条第1号並びに新介護医療院基準条例第49条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるのは「、第5号及び第6号」と、新指定居宅サービス等基準条例第73条第1号及び第210条第1号中「、第5号及び第7号」とあるのは「及び第5号」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定居宅サービス等基準条例第139条第1号及び第188条第1号中「、第6号及び第7号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第59条の2第1号、第113条第1号及び第164条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第7号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1号及び第189条第1号中「、第5号及び第8号」とあるのは「及び第5号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第99条の3第1号中「、第6号及び第8号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護老人福祉施設基準条例第49条第1号及び新特別養護老人ホーム基準条例第35条第1号中「第8号」とあるのは「第7号」と、新介護療養型医療施設基準条例第7条第4項第1号中「第7号」とあるのは「第6号」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2(新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。) 、新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。) 、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第8項から第10項まで、新介護老人保健施設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第22条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2及び新介護医療院基準第29条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第31条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条及び第83条において準用する場合を含む。) 、第94条第2項(新指定居宅サービス等基準条例第143条及び第193条において準用する場合を含む。) 、第123条第2項及び第212条第6項並びに新指定介護予防サービス等基準条例第48条の3第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条及び第78条において準用する場合を含む。) 、第101条第2項(新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。) 、第114条の2第2項(新指定介護予防サービス等基準条例第169条において準用する場合を含む。) 及び第191条第6項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症の利用者等に対する介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第50条の2第3項、

第91条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第125条、第143条及び第171条において準用する場合を含む。）、第152条第4項（新指定居宅サービス等基準条例第176条第1項において準用する場合を含む。）及び第189条第5項、新介護予防サービス基準条例第48条の2第3項、第99条の4第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第117条及び第145条において準用する場合を含む。）、第130条第4項（新指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項において準用する場合を含む。）及び第165条第5項、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条第4項、新介護療養型医療施設基準条例第6条第6項、新介護老人保健施設基準条例第29条第4項、新養護老人ホーム基準条例第22条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第4項、新軽費老人ホーム基準条例第24条第4項並びに新介護医療院基準条例第29条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
平成24年10月11日条例第53号

改正 平成28年3月22日条例第17号
令和3年3月25日条例第10号

平成30年3月22日条例第15号

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定介護老人福祉施設（第3条—第41条）

第3章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第42条—第51条）

第4章 雑則（第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第88条第1項及び第2項の規定により、指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「指定介護老人福祉施設」とは、法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。

2 この条例において「ユニット型指定介護老人福祉施設」とは、施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第47条において同じ。）により一体的に構成される場所（第3章において「ユニット」という。）ごとの入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第2章 指定介護老人福祉施設

（基本方針）

第3条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助並びに社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービス（法第48条第1項第1号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第43条において同じ。）及び他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(従業者)

第4条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士及び管理栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 生活相談員
- (3) 介護職員
- (4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第11条及び第21条において同じ。）
- (5) 栄養士又は管理栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 介護支援専門員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(設備)

第5条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 浴室
- (4) 洗面設備
- (5) 便所
- (6) 医務室
- (7) 食堂及び機能訓練室
- (8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 指定介護老人福祉施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(重要事項の説明等)

第6条 指定介護老人福祉施設は、規則で定めるところにより、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(サービス提供拒否の禁止)

第7条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第8条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し当該施設において適切な便宜を提供することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(受給資格等の確認)

第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者に対し指定介護福祉施設サービスを提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証により、その者に係る被保険者資格（法第10条の被保険者の資格をいう。）並びに要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。次条において同じ。）の有無及び有効期間を確認するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に指定介護福祉施設サービスを

提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定介護老人福祉施設は、要介護認定を受けていない者から入所の申込みがあったときは、その者が法第27条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の要介護更新認定（法第28条第2項に規定する要介護更新認定をいう。第15条において同じ。）の申請が遅くともその者に係る法第28条第1項に規定する有効期間の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第11条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者を入所させようとする場合には、介護の必要の程度及びその者の家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先するよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第26条において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第26条において同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

一部改正〔平成28年条例17号〕

(サービスの提供の記録)

第12条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際してはその期日、当該指定介護老人福祉施設の名称等を、入所者の退所に際してはその期日を、それぞれ当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを提供したときは、その提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護老人福祉施設は、規則で定めるところにより、入所者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定介護老人福祉施設は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、規則で定めるところにより、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び当該費用の額を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第14条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよ

う配慮して行わなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に言うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該提供に係る入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下この条及び第45条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 7 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(施設サービス計画)

第15条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 前項の規定により施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第26条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も施設サービス計画に含めるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成しようとするときは、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望並びに前項の規定により把握した課題の内容に基づき、施設サービス計画を作成しなければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（計画担当介護支援専門員及びその他の指定介護福祉施設サービスの提供に当たる従業者により構成する会議をいう。）等により、当該従業者の専門的な見地からの意見を聴かなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の同意を得なければならない。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況等の把握を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 8 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合には、施設サービス計画の変更の必要性について検討しなければならない。

(1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項の規定により申請した要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

9 第2項から第6項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。

10 前各項に定めるもののほか、施設サービス計画の作成及び変更について必要な事項は、規則で定める。

(介護)

第16条 入所者の介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の心身の状況に応じ適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排

せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、褥（じょく）瘡（そう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を配置しておかななければならない。
- 8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第17条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとすよう努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談等）

第18条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第19条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、これらの者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第20条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（栄養管理）

第20条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

（口腔（くう）衛生の管理）

第20条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

（健康管理）

第21条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じてその者の健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第22条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(市町村への通知)

第23条 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者に指定介護福祉施設サービスを提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

追加〔平成30年条例15号〕

(管理者)

第24条 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合であって、規則で定めるときは、この限りでない。

(管理者の責務)

第25条 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第26条 計画担当介護支援専門員は、第15条に定める業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。

(3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

(4) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を行うこと。

(5) 第14条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録すること。

(6) 第37条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等を記録すること。

(7) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。

(運営規程)

第27条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第33条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) その他施設の運営に関する重要事項

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

(勤務体制の確保等)

第28条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和3年条例10号〕

（定員の遵守）

第29条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第30条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

（衛生管理等）

第31条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（協力病院等）

第32条 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、特定の病院との間で、入所者の入院治療に関し協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者への歯科医療に関し協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

（重要事項の掲示）

第33条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重

要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(秘密保持等)

第34条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、その従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対して入所者に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかななければならない。

(広告)

第35条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第36条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が要介護被保険者（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。）に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を当該居宅介護支援事業者に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第37条 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

- 5 指定介護老人福祉施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに係る入所者からの苦情に関し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 指定介護老人福祉施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第38条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(会計の区分)

第40条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 指定介護老人福祉施設は、その従業者、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号、第5号及び第6号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録

(3) 第14条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由の記録

(4) 第23条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第37条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第3章 ユニット型指定介護老人福祉施設

(この章の趣旨)

第42条 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、前章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第43条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(設備)

第44条 ユニット型指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備等の内装には、木材を利用するよう努めなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第45条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。

3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(介護)

第46条 入居者の介護は、各ユニットにおいてその者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、その心身の状況等に応じ適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事を、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、その排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

- 7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、第2項から前項までに定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を配置しておかなければならない。
- 9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その者の負担により、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第47条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 入居者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第48条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

(運営規程)

第49条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 第27条第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる事項
- (2) 入居定員
- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者に対する指定介護福祉施設サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (5) その他施設の運営に関する重要事項

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

(勤務体制の確保等)

第50条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の規定により従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める職員配置を行わなければならない。

(適用関係)

第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設に対する第6条、第25条、第28条、第29条、第33条及び第41条の規定の適用については、第6条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあり、及び第33条第1項中「運営規程」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「この章(第51条第2項に規定する規定を除く。)及び次章」と、第28条第2項中「の処遇」とあるのは「に対する指定介護福祉施設サービスの提供」と、第29条第1項中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、第41条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。

- 2 第3条、第5条、第14条、第16条、第17条、第19条第1項、第27条及び第28条第1項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設には適用しない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

第4章 雑則

(補則)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年4月1日前から引き続き存する指定介護老人福祉施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、ユニット型指定介護老人福祉施設でない指定介護老人福祉施設とみなす。ただし、当該指定介護老人福祉施設が、第3章に定める基準を満たし、かつ、その開設者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第31条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ」とする。
追加〔令和3年条例10号〕
- 4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。
追加〔令和3年条例10号〕
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
一部改正〔令和3年条例10号〕

附 則（平成28年3月22日条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。（後略）

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。）第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。）第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(既存病床数の算定)

- 4 平成36年3月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保険施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保険施設をいう。）及び介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

附 則（令和3年3月25日条例第10号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基

準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第48条の10の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第4条の規定による改正後の旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第1項、第6条第15項及び第7条第1項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第6条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第29条、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項、第32条の2及び第34条第3項、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第34条並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第28条（新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含む。）、第50条、第73条、第81条、第90条（新指定居宅サービス等基準条例第125条において準用する場合を含む。）、第139条（新指定居宅サービス等基準条例第171条において準用する場合を含む。）、第151条、第188条、第200条及び第210条（新指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、第59条の2、第68条、第76条、第99条の3、第113条（新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。）、第129条、第164条、第181条及び第189条（新指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条及び第49条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項及び第7条第4項、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第49条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条、新軽費老人ホーム基準条例第7条並びに新介護医療院基準条例第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、新指定居宅サービス等基準条例第28条、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項、新介護老人保健施設基準条例第28条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条、新軽費老人ホーム基準条例第7条及び新介護医療院基準条例第28条中「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新指定居宅サービス等基準条例第50条第1号及び第90条第1号、新介護老人保健施設基準条例第49条第1号並びに新介護医療院基準条例第49条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるのは「、第5号及び第6号」と、新指定居宅サービス等基準条例第73条第1号及び第210条第1号中「、第5号及び第7号」とあるのは「及び第5号」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定居宅サービス等基準条例第139条第1号及び第188条第1号中「、第6号及び第7号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第59条の2第1号、第113条第1号及び第164条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第7号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1号及び第189条第1号中「、第5号及び第8号」とあるのは「及び第5号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第99条の3第1号中「、第6号及び第8号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護老人福祉施設基準条例第49条第1号及

び新特別養護老人ホーム基準条例第35条第1号中「第8号」とあるのは「第7号」と、新介護療養型医療施設基準条例第7条第4項第1号中「第7号」とあるのは「第6号」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第8項から第10項まで、新介護老人保健施設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第22条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2及び新介護医療院基準第29条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症の利用者等に対する介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第50条の2第3項、第91条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第125条、第143条及び第171条において準用する場合を含む。）、第152条第4項（新指定居宅サービス等基準条例第176条第1項において準用する場合を含む。）及び第189条第5項、新介護予防サービス基準条例第48条の2第3項、第99条の4第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第117条及び第145条において準用する場合を含む。）、第130条第4項（新指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項において準用する場合を含む。）及び第165条第5項、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条第4項、新介護療養型医療施設基準条例第6条第6項、新介護老人保健施設基準条例第29条第4項、新養護老人ホーム基準条例第22条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第4項、新軽費老人ホーム基準条例第24条第4項並びに新介護医療院基準条例第29条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第2項、新介護老人保健施設基準条例第19条の2及び新介護医療院基準条例第19条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔（くう）衛生の管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の3、新介護療養型医療施設基準条例第6条第3項、新介護老人保健施設基準条例第19条の3及び新介護医療院基準条例第19条の3の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

平成24年10月11日条例第55号

改正 平成28年3月22日条例第17号

平成30年3月22日条例第15号

令和3年3月25日条例第10号

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例をここに公布します。

介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 介護老人保健施設（第3条—第41条）

第3章 ユニット型介護老人保健施設（第42条—第51条）

第4章 雑則（第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定により、介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「ユニット型介護老人保健施設」とは、施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第47条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第2章 介護老人保健施設

（基本方針）

第3条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること及びその者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第43条において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

（従業者）

第4条 介護老人保健施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 医師

(2) 薬剤師

(3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第12条において同じ。）又は介護職員

- (4) 支援相談員
 - (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 - (6) 栄養士又は管理栄養士
 - (7) 介護支援専門員
 - (8) 調理員、事務員その他の従業者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。
一部改正〔令和3年条例10号〕

(施設)

第5条 介護老人保健施設には、次に掲げる施設を設けなければならない。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 機能訓練室
- (4) 談話室
- (5) 食堂
- (6) 浴室
- (7) レクリエーション・ルーム
- (8) 洗面所
- (9) 便所
- (10) サービス・ステーション
- (11) 調理室
- (12) 洗濯室又は洗濯場
- (13) 汚物処理室

- 2 前項各号に掲げる施設の基準は、規則で定める。
- 3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

(構造設備)

第6条 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす介護老人保健施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 介護老人保健施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- 4 前項に定めるもののほか、介護老人保健施設には、規則で定めるところにより、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けなければならない。

(重要事項の説明等)

第7条 介護老人保健施設は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、第28条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、介護保健施設サービスを提供することについて当該入所申込者の同意を得なければならない。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 介護老人保健施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第9条 介護老人保健施設は、入所申込者の病状等を勘案し、その者に対し当該介護老人保健施設において必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、適切な病院又は診療所を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 介護老人保健施設は、入所申込者に対し介護保健施設サービスを提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証により、その者に係る被保険者資格（法第10条の被保険者の資格をいう。）並びに要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。次条において同じ。）の有無及び有効期間を確認するものとする。

2 介護老人保健施設は、入所申込者の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に介護保健施設サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第11条 介護老人保健施設は、要介護認定を受けていない者から入所の申込みがあったときは、その者が法第27条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の要介護更新認定（法第28条第2項に規定する要介護更新認定をいう。第16条において同じ。）の申請が遅くともその者に係る法第28条第1項に規定する有効期間の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第12条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる入所申込者に対し、介護保健施設サービスを提供するものとする。

2 介護老人保健施設は、入所申込者を入所させようとする場合には、医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先するよう努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第27条において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護老人保健施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第27条において同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

一部改正〔平成28年条例17号〕

（サービスの提供の記録等）

第13条 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際してはその期日、当該介護老人保健施設の名称等を、入所者の退所に際してはその期日を、それぞれ当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対し介護保健施設サービスを提供したときは、その提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第14条 介護老人保健施設は、規則で定めるところにより、入所者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 介護老人保健施設は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、規則で定めるところにより、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び当該費用の額を記載した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第15条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防

- 止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。
- 2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
 - 3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
 - 4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該提供に係る入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下この条及び第45条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
 - 5 介護老人保健施設は、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
 - 6 介護老人保健施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
 - 7 介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(施設サービス計画)

- 第16条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 前項の規定により施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第27条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も施設サービス計画に含めるよう努めなければならない。
 - 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成しようとするときは、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
 - 4 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、前項の規定により把握した課題の内容及び医師の治療の方針に基づき、施設サービス計画を作成しなければならない。
 - 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（計画担当介護支援専門員及びその他の介護保健施設サービスの提供に当たる従業者により構成する会議をいう。）等により、当該従業者の専門的な見地からの意見を聴かななければならない。
 - 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の同意を得なければならない。
 - 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況等の把握を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
 - 8 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合には、施設サービス計画の変更の必要性について検討しなければならない。
 - (1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が法第29条第1項の規定により申請した要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
 - 9 第2項から第6項までの規定は、施設サービス計画の変更を検討する場合に準用する。
 - 10 前各項に定めるもののほか、施設サービス計画の作成及び変更について必要な事項は、規則で定める。

(診療)

- 第17条 入所者に対する診療は、次に掲げるところにより行わなければならない。
- (1) 一般にその必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行わなければならないこと。

- (2) 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、その心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も高めることができるよう適切な指導を行わなければならないこと。
- (3) 常に入所者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行わなければならないこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第18条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、第33条第1項に規定する医療機関その他適当な病院又は診療所への入院のための措置を講じることその他適切な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設の医師は、不必要に入所者のために他の医師に往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護老人保健施設の医師は、入所者のために他の医師に往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該他の医師又は当該病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護老人保健施設の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第19条 介護老人保健施設は、入所者の心身の機能の維持回復を図るとともに日常生活における自立を支援するため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(栄養管理)

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(口腔(くう)衛生の管理)

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(看護及び医学的管理の下における介護)

第20条 入所者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

3 介護老人保健施設は、入所者に対し、その病状及び心身の状況に応じ適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護老人保健施設は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護老人保健施設は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護老人保健施設は、入所者に対し、その者の負担により、当該介護老人保健施設の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

(食事)

第21条 介護老人保健施設は、入所者に対し、栄養並びにその者の身体の状況、病状及び嗜好(し)好

を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、入所者への食事の提供については、その者の自立の支援に配慮し、できる限り食堂で行うよう努めなければならない。

(相談等)

第22条 介護老人保健施設は、常に入所者の心身の状況及び病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第23条 介護老人保健施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(市町村への通知)

第24条 介護老人保健施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者)

第25条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合であって、規則で定めるときは、この限りでない。

(管理者の責務)

第26条 介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 介護老人保健施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第27条 計画担当介護支援専門員は、第16条に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を行うこと。
- (4) 第37条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等を記録すること。
- (5) 第39条第3項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。

(運営規程)

第28条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第34条第1項において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

一部改正〔令和3年条例10号〕

(勤務体制の確保等)

第29条 介護老人保健施設は、入所者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の従業者によって介護保健施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、当該介護老人保健施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和3年条例10号〕

(定員の遵守)

第30条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第31条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(衛生管理等)

第32条 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第33条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第34条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(秘密保持等)

第35条 介護老人保健施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護老人保健施設は、その従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に入所者に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第36条 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が要介護被保険者（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。）に当該介護老人保健施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護老人保健施設からの退所者を当該居宅介護支援事業者に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第37条 介護老人保健施設は、その提供した介護保健施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護老人保健施設は、その提供した介護保健施設サービスに係る苦情に関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 介護老人保健施設は、その提供した介護保健施設サービスに係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条において同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第38条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、

速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(会計の区分)

第40条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 介護老人保健施設は、その従業者、施設及び設備並びに会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号、第6号及び第7号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項に規定する検討の内容等の記録

(3) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第15条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録

(5) 第24条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第37条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(7) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第3章 ユニット型介護老人保健施設

(この章の趣旨)

第42条 ユニット型介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営に関する基準は、前章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第43条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(施設)

第44条 ユニット型介護老人保健施設には、次に掲げる施設を設けなければならない。

(1) 療養室

(2) 診察室

- (3) 機能訓練室
- (4) ユニット
- (5) 浴室
- (6) サービス・ステーション
- (7) 調理室
- (8) 洗濯室又は洗濯場
- (9) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準及び規則で定めるユニット型介護老人保健施設の特例は、規則で定める。

3 機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護保健施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第45条 介護保健施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

2 介護保健施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。

3 介護保健施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

4 介護保健施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、当該提供に係る入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型介護老人保健施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(看護及び医学的管理の下における介護)

第46条 入居者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が、その病状及び心身の状況等に応じて、入居者の日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その病状及び心身の状況に応じ適切な方法によ

り、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護老人保健施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型介護老人保健施設は、第2項から前項までに定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、その者の負担により、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

(食事)

第47条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、栄養並びにその者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 入居者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとすよう努めなければならない。
- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 5 ユニット型介護老人保健施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第48条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

(運営規程)

第49条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第28条第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる事項
- (2) 入居定員
- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者に対する介護保健施設サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (5) その他施設の運営に関する重要事項

一部改正〔令和3年条例10号〕

(勤務体制の確保等)

第50条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の規定により従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める職員配置を行わなければならない。

(適用関係)

第51条 ユニット型介護老人保健施設に対する第7条、第26条、第29条、第30条、第34条及び第41条の規定の適用については、第7条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは、「この章(第51条第2項に規定する規定を除く。)及び次章」と、第29条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第30条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。

- 2 第3条、第5条、第15条、第20条、第21条、第23条第1項、第28条及び第29条第1項の規定は、ユニット型介護老人保健施設には適用しない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

第4章 雑則

(補則)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成17年10月1日前に法第94条第1項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。）は、ユニット型介護老人保健施設でない介護老人保健施設とみなす。ただし、当該介護老人保健施設が第3章に定める基準を満たし、かつ、その開設者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。
- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第32条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ」とする。
追加〔令和3年条例10号〕
- 4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。
追加〔令和3年条例10号〕
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

一部改正〔令和3年条例10号〕

附 則（平成28年3月22日条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。（後略）
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。）第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。）第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。
(既存病床数の算定)
- 4 平成36年3月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保険施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保険施設をいう。）及び介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

附 則（令和3年3月25日条例第10号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第48条の10の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第4条の規定による改正後の旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第1項、第6条第15項及び第7条第1項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第6条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第29条、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項、第32条の2及び第34条第3項、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第34条並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第28条（新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含む。）、第50条、第73条、第81条、第90条（新指定居宅サービス等基準条例第125条において準用する場合を含む。）、第139条（新指定居宅サービス等基準条例第171条において準用する場合を含む。）、第151条、第188条、第200条及び第210条（新指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、第59条の2、第68条、第76条、第99条の3、第113条（新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。）、第129条、第164条、第181条及び第189条（新指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条及び第49条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項及び第7条第4項、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第49条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条、新軽費老人ホーム基準条例第7条並びに新介護医療院基準条例第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、新指定居宅サービス等基準条例第28条、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項、新介護老人保健施設基準条例第28条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条、新軽費老人ホーム基準条例第7条及び新介護医療院基準条例第28条中「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新指定居宅サービス等基準条例第50条第1号及び第90条第1号、新介護老人保健施設基準条例第49条第1号並びに新介護医療院基準条例第49条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるのは「、第5号及び第6号」と、新指定居宅サービス等基準条例第73条第1号及び第210条第1号中「、第5号及び第7号」とあるのは「及び第5号」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定居宅サービス等基準条例第139条第1号及び第188条第1号中「、第6号及び第7号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第59条の2第1号、第113条第1号及び第164条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第7号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1号及び第189条第1号中「、第5号及び第8号」とあるのは「及び第5号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及

び第8号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第99条の3第1号中「、第6号及び第8号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護老人福祉施設基準条例第49条第1号及び新特別養護老人ホーム基準条例第35条第1号中「第8号」とあるのは「第7号」と、新介護療養型医療施設基準条例第7条第4項第1号中「第7号」とあるのは「第6号」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第8項から第10項まで、新介護老人保健施設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第22条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2及び新介護医療院基準第29条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症の利用者等に対する介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第50条の2第3項、第91条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第125条、第143条及び第171条において準用する場合を含む。）、第152条第4項（新指定居宅サービス等基準条例第176条第1項において準用する場合を含む。）及び第189条第5項、新介護予防サービス基準条例第48条の2第3項、第99条の4第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第117条及び第145条において準用する場合を含む。）、第130条第4項（新指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項において準用する場合を含む。）及び第165条第5項、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条第4項、新介護療養型医療施設基準条例第6条第6項、新介護老人保健施設基準条例第29条第4項、新養護老人ホーム基準条例第22条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第4項、新軽費老人ホーム基準条例第24条第4項並びに新介護医療院基準条例第29条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第2項、新介護老人保健施設基準条例第19条の2及び新介護医療院基準条例第19条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔（く）衛生の管理に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の3、新介護療養型医療施設基準条例第6条第3項、新介護老人保健施設基準条例第19条の3及び新介護医療院基準条例第19条の3の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成24年10月11日条例第56号

改正 平成27年3月19日条例第10号
平成30年3月22日条例第15号

平成28年3月22日条例第17号
令和3年3月25日条例第10号

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第3条—第29条）

第3章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により、養護老人ホーム（法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（基本方針）

第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

第2章 設備及び運営に関する基準

（構造設備の一般原則）

第3条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 養護老人ホームの設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

（設備の専用）

第4条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（職員の資格要件）

第5条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 養護老人ホームの生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（運営規程）

第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

一部改正〔令和3年条例10号〕

(非常災害対策)

第8条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(記録の整備)

第9条 養護老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号から第5号までに掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 処遇計画
- (2) その行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 第15条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 第26条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 第28条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(規模)

第10条 養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホーム（法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。第12条において同じ。）に併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第11条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす養護老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、この限りでない。

2 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所

- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 宿直室
- (11) 職員室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 霊安室
- (16) 事務室その他運営上必要な設備

3 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第12条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員（そのうち規則で定める員数を主任生活相談員とする。）
- (4) 支援員（そのうち規則で定める員数を主任支援員とする。）
- (5) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。）
- (6) 栄養士
- (7) 調理員、事務員その他の職員

2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

3 第1項の規定にかかわらず、規則で定める養護老人ホームにあっては、規則で定めるところにより、特定の職員を置かないことができる。

(入退所)

第13条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、その者及びその家族等に対する相談援助その他の適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

第14条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 前項の規定による業務を担当する生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。
- 3 前項の生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第15条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなけれ

ばならない。

- 3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体拘束その他の行動を制限する行為（次項及び第6項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
- 6 養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 支援員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

(食事)

第16条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

(相談等)

第17条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請その他の入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
- 7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第18条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。第21条において同じ。）を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第19条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(施設長の責務)

第20条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第13条から前条まで及び次条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(生活相談員の責務)

第21条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第24項又は第8条の2第16項に規定する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項又は第8条の2第16項に規定する居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
 - (2) 第26条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録を行うこと。
 - (3) 第28条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。
- 2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。
- 3 前2項に規定する生活相談員の業務に関する特例は、規則で定める。

一部改正〔平成27年条例10号・28年17号〕

(勤務体制の確保等)

第22条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該養護老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 養護老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し処遇を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和3年条例10号〕

(衛生管理等)

第23条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第24条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかななければならない。

- 2 養護老人ホームは、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者が必要とする歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第25条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第26条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 養護老人ホームは、社会福祉法第85条第1項の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第27条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その行った処遇に関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第28条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第29条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

第3章 雑則

(補則)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和3年条例10号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和41年10月1日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第10条及び第11条第1項の規定は、当分の間、適用しない。

3 昭和62年3月9日前から引き続き存する養護老人ホームについては、第11条第2項第14号の規定にかかわらず、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。

4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第23条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、支援員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ」とする。

追加〔令和3年条例10号〕

- 5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。

追加〔令和3年条例10号〕

附 則（平成27年3月19日条例第10号）

改正 平成30年3月22日条例第15号

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

一部改正〔平成30年条例15号〕

附 則（平成28年3月22日条例第17号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。（後略）
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。）第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。）第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。
- 4 平成36年3月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保険施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保険施設をいう。）及び介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

附 則（令和3年3月25日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第48条の10の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条にお

いて準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)、第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第4条の規定による改正後の旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。)、第3条第1項、第6条第15項及び第7条第1項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)、第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第6条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)、第2条第4項及び第29条、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)、第3条第5項、第32条の2及び第34条第3項、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)、第2条第4項及び第34条並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)、第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第28条(新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含む。)、第50条、第73条、第81条、第90条(新指定居宅サービス等基準条例第125条において準用する場合を含む。)、第139条(新指定居宅サービス等基準条例第171条において準用する場合を含む。)、第151条、第188条、第200条及び第210条(新指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、第59条の2、第68条、第76条、第99条の3、第113条(新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。)、第129条、第164条、第181条及び第189条(新指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条及び第49条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項及び第7条第4項、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第49条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条、新軽費老人ホーム基準条例第7条並びに新介護医療院基準条例第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、新指定居宅サービス等基準条例第28条、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項、新介護老人保健施設基準条例第28条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条、新軽費老人ホーム基準条例第7条及び新介護医療院基準条例第28条中「の重要事項」とあるのは「の重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」と、新指定居宅サービス等基準条例第50条第1号及び第90条第1号、新介護老人保健施設基準条例第49条第1号並びに新介護医療院基準条例第49条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるのは「、第5号及び第6号」と、新指定居宅サービス等基準条例第73条第1号及び第210条第1号中「、第5号及び第7号」とあるのは「及び第5号」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定居宅サービス等基準条例第139条第1号及び第188条第1号中「、第6号及び第7号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第59条の2第1号、第113条第1号及び第164条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第7号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1号及び第189条第1号中「、第5号及び第8号」とあるのは「及び第5号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第99条の3第1号中「、第6号及び第8号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護老人福祉施設基準条例第49条第1号及び新特別養護老人ホーム基準条例第35条第1号中「第8号」とあるのは「第7号」と、新介護療養型医療施設基準条例第7条第4項第1号中「第7号」とあるのは「第6号」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2(新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2(新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第

117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第8項から第10項まで、新介護老人保健施設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第22条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2及び新介護医療院基準第29条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（認知症の利用者等に対する介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第50条の2第3項、第91条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第125条、第143条及び第171条において準用する場合を含む。）、第152条第4項（新指定居宅サービス等基準条例第176条第1項において準用する場合を含む。）及び第189条第5項、新介護予防サービス基準条例第48条の2第3項、第99条の4第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第117条及び第145条において準用する場合を含む。）、第130条第4項（新指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項において準用する場合を含む。）及び第165条第5項、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条第4項、新介護療養型医療施設基準条例第6条第6項、新介護老人保健施設基準条例第29条第4項、新養護老人ホーム基準条例第22条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第4項、新軽費老人ホーム基準条例第24条第4項並びに新介護医療院基準条例第29条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成24年10月11日条例第57号

改正 平成28年3月22日条例第17号
令和3年3月25日条例第10号

平成30年3月22日条例第15号

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特別養護老人ホーム（第3条—第32条の2）

第3章 ユニット型特別養護老人ホーム（第33条—第43条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホーム（第44条—第46条）

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第47条・第48条）

第6章 雑則（第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定により、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）特別養護老人ホーム 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。
- （2）ユニット型特別養護老人ホーム 施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第39条において同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。
- （3）地域密着型特別養護老人ホーム 入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。
- （4）ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム 施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。

第2章 特別養護老人ホーム

（基本方針）

第3条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、可能な限り、居室における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助並びに社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を持し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

（構造設備の一般原則）

第4条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 特別養護老人ホームの設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。
(設備の専用)

第5条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 特別養護老人ホームの長(第12条及び第24条において「施設長」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 特別養護老人ホームの生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 特別養護老人ホームの機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(運営規程)

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

(非常災害対策)

第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(記録の整備)

第10条 特別養護老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間(第3号から第5号までに掲げる記録にあつては、5年間)保存しなければならない。

- (1) 処遇計画
- (2) その行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 第16条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録
- (4) 第30条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(設備)

第11条 特別養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下

この項及び次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす特別養護老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- 3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 事務室その他運営上必要な設備

- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。
(職員)

第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かななければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)
- (5) 栄養士
- (6) 機能訓練指導員
- (7) 調理員、事務員その他の職員

- 2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。
(サービスの提供が困難な場合の措置)

第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し当該特別養護老人ホームにおいて適切な便宜を提供することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号〕

(入退所)

第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。第5項において同じ。)

- を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
 - 3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。
 - 4 特別養護老人ホームは、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
 - 5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

一部改正〔平成28年条例17号〕

（処遇計画）

- 第15条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇計画を作成しなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）

- 第16条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態（日常生活における基本的な動作の一部について、継続して常時介護を要すると見込まれる状態をいう。第37条において同じ。）の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行わなければならない。
- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
 - 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下この条及び第37条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
 - 5 特別養護老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
 - 6 特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - （3）介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
 - 7 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

（介護）

- 第17条 入所者の介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
 - 3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せ

つの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、褥（じょく）瘡（そう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。
- 7 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を配置しておかななければならない。
- 8 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その者の負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第18条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、栄養並びにその者の心身の状況及び嗜（し）好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものと努めなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談等）

第19条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第20条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、これらの者の同意を得て、これらの者に代わって行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第21条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第22条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第23条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その者が病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、その入所者が退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

（緊急時等の対応）

第23条の2 特別養護老人ホームは、入所者に処遇を行っている場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

追加〔平成30年条例15号〕

（施設長の責務）

第24条 施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2までの規定を遵守させるため

に必要な指揮命令を行うものとする。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(勤務体制の確保等)

第25条 特別養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって入所者の処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該特別養護老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和3年条例10号〕

(定員の遵守)

第26条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第28条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者への歯科医療の提供に当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第29条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第30条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

らない。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その行った処遇に関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

第3章 ユニット型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

第33条 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、前章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(運営規程)

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第8条第1号、第2号及び第5号から第8号までに掲げる事項
- (2) 入居定員
- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (5) その他施設の運営に関する重要事項

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

(設備)

第36条 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、ユニットを除き、その一部を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 第11条第3項第4号、第7号、第8号及び第13号から第15号までに掲げる設備

(3) 事務室その他運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

(サービスの取扱方針)

第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。

2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。

4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、その者の介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

(介護)

第38条 入居者の介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行わなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が、その心身の状況等に応じて、その日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、その排せつ

の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、第2項から前項までに定めるもののほか、入居者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を配置しておかなければならない。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その者の負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、栄養並びにその者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 入居者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものと努めなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、その食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、その者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、その者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第40条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の規定により職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める職員配置を行わなければならない。

(定員の遵守)

第42条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(適用関係)

第43条 ユニット型特別養護老人ホームに対する前章の規定(次項に規定する規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第32条の2まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」とする。

- 2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第16条から第18条まで、第20条、第25条第1項並びに第26条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームには適用しない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

第4章 地域密着型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

第44条 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、第2章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(地域との連携等)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者、その家族、地域住民の代表者、市町村又は介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会を設置し、おおむね2月に1回以上、当該協議会に対しその運営状況を報告し、当該協議会による評価を受けるとともに、当該協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、その記録を公表するものとする。

(適用関係)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームに対する第2章(次項に規定する規定を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第7条及び第12条第1項ただし書を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第12条第1項ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等」とあるのは「他の社会福祉施設等」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該地域密着型特別養護老人ホーム」と、第24条第2項中「及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第13条から第30条まで、第32条、第32条の2及び第45条」とする。

2 第31条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

(この章の趣旨)

第47条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、前3章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(適用関係)

第48条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに対する前3章の規定(次項に規定する規定を除く。)の適用については、これらの規定(第7条及び第12条第1項ただし書を除く。)中「特別養護老人ホーム」とあり、「ユニット型特別養護老人ホーム」とあり、及び「地域密着型特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第7条中「特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホーム」とあるのは「ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員は、専ら当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第10条第2項第1号中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、同項第2号中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、第12条第1項ただし書中「入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等」とあるのは「他の社会福祉施設等」と、「当該特別養護老人ホーム」とあるのは「当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム」と、第15条中「処遇計画」とあるのは「サービスの提供に関する計画」と、第16条(第2項を除く。)中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、同条第2項中「処遇は、処遇計画」とあるのは「サービスの提供は、それに関する計画」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第32条の2まで、第35条及び第37条から第42条まで」と、第25条第2項、第30条第1項及び第3項並びに第32条第2項及び第4項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」とする。

2 第3条、第8条、第11条第3項及び第4項、第16条から第18条まで、第20条、第25条第1項、第26条、第31条、第43条並びに第46条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには適用しない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

第6章 雑則

(補則)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日前から引き続き存する特別養護老人ホームであって規則で定めるもの(平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。)については、当分の間、汚物処理室を設けることを要しない。

3 平成14年8月7日前から引き続き存する特別養護老人ホーム(同日以後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。)は、ユニット型特別養護老人ホームでない特別養護老人ホームとみなす。ただし、当該特別養護老人ホームが、第3章に定める基準を満たし、かつ、その設置者がその旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第27条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ」とする。

追加〔令和3年条例10号〕

5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第32条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。

追加〔令和3年条例10号〕

6 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

一部改正〔令和3年条例10号〕

附 則 (平成28年3月22日条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。)第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。)が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。)第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(既存病床数の算定)

4 平成36年3月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保険施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保険施設をいう。)及び介護医療院(介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。)の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

附 則（令和3年3月25日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第48条の10の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第4条の規定による改正後の旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第1項、第6条第15項及び第7条第1項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第6条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第29条、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項、第32条の2及び第34条第3項、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第34条並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第28条（新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含む。）、第50条、第73条、第81条、第90条（新指定居宅サービス等基準条例第125条において準用する場合を含む。）、第139条（新指定居宅サービス等基準条例第171条において準用する場合を含む。）、第151条、第188条、第200条及び第210条（新指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、第59条の2、第68条、第76条、第99条の3、第113条（新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。）、第129条、第164条、第181条及び第189条（新指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条及び第49条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項及び第7条第4項、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第49条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条、新軽費老人ホーム基準条例第7条並びに新介護医療院基準条例第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、新指定居宅サービス等基準条例第28条、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項、新介護老人保健施設基準条例第28条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条、新軽費老人ホーム基準条例第7条及び新介護医療院基準条例第28条中「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新指定居宅サービス等基準条例第50条第1号及び第90条第1号、新介護老人保健施設基準条例第49条第1号並びに新介護医療院基準条例第49条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるのは「、第5号及び第6号」と、新指定居宅サービス等基準条例第73条第1号及び第210条第1号中「、第5号及び第7号」とあるのは「及び第5号」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定居宅サービス等基準条例第139条第1号及び第188条第1

号中「、第6号及び第7号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第59条の2第1号、第113条第1号及び第164条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第7号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1号及び第189条第1号中「、第5号及び第8号」とあるのは「及び第5号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第99条の3第1号中「、第6号及び第8号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護老人福祉施設基準条例第49条第1号及び新特別養護老人ホーム基準条例第35条第1号中「第8号」とあるのは「第7号」と、新介護療養型医療施設基準条例第7条第4項第1号中「第7号」とあるのは「第6号」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第8項から第10項まで、新介護老人保健施設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第22条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2及び新介護医療院基準第29条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症の利用者等に対する介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第50条の2第3項、第91条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第125条、第143条及び第171条において準用する場合を含む。）、第152条第4項（新指定居宅サービス等基準条例第176条第1項において準用する場合を含む。）及び第189条第5項、新介護予防サービス基準条例第48条の2第3項、第99条の4第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第117条及び第145条において準用する場合を含む。）、第130条第4項（新指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項において準用する場合を含む。）及び第165条第5項、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条第4項、新介護療養型医療施設基準条例第6条第6項、新介護老人保健施設基準条例第29条第4項、新養護老人ホーム基準条例第22条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第4項、新軽費老人ホーム基準条例第24条第4項並びに新介護医療院基準条例第29条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成24年10月11日条例第58号

改正 平成27年3月19日条例第10号

平成28年3月22日条例第17号

平成30年3月22日条例第15号

令和3年3月25日条例第10号

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第2条—第34条）

第3章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定により、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

第2章 設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第2条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、その者に対し、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、その者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

（構造設備等の一般原則）

第3条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの設備の内装等には、木材を使用するよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会及び地域住民との交流の機会が確保される場所とするよう努めなければならない。

（設備の専用）

第4条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。

ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

（職員の資格要件）

第5条 軽費老人ホームの長（第11条及び第22条において「施設長」という。）は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 軽費老人ホームの生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第6条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(運営規程)

第7条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第12条第1項及び第28条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

一部改正〔令和3年条例10号〕

(非常災害対策)

第8条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(記録の整備)

第9条 軽費老人ホームは、その設備、職員及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間（第3号から第5号までに掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) その提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (3) 第17条第4項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由の記録
- (4) 第31条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(設備)

第10条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす軽費老人ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、この限りでない。

2 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 談話室、娯楽室又は集会室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 調理室

- (8) 面談室
 - (9) 洗濯室又は洗濯場
 - (10) 宿直室
 - (11) 事務室その他運営上必要な設備
- 3 前項各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームには、共同生活室（入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。）を設けることができる。
- 4 前2項に規定する設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第11条 軽費老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人以下であり、又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームであって、入所者に提供するサービスに支障がないものについては栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームについては調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長
 - (2) 生活相談員
 - (3) 介護職員
 - (4) 栄養士
 - (5) 事務員
 - (6) 調理員その他の職員
- 2 前項各号に掲げる職員の員数の基準及びその特例は、規則で定める。

(重要事項の説明等)

第12条 軽費老人ホームは、規則で定めるところにより、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 前項の場合において、軽費老人ホームは、入所者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

(対象者)

第13条 軽費老人ホームの入所者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、その家族による援助を受けることが困難なもの
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者又は3親等内の親族その他特別な事情によりその者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第14条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況及び家庭の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第23条において同じ。）又は施設サービス計画（同法第8条第26項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業（同条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。第23条において同じ。）を行う者又は介護保険施設（同法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

一部改正〔平成28年条例17号〕

(サービスの提供の記録)

第15条 軽費老人ホームは、その提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第16条 軽費老人ホームは、規則で定めるところにより、入所者から利用料の支払を受けることができる。

2 軽費老人ホームは、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、規則で定めるところにより、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用の額を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(サービス提供の方針)

第17条 軽費老人ホームは、入所者に対し、その者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行うとともに、その者が生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(次項及び第5項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

5 軽費老人ホームは、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

一部改正〔平成30年条例15号・令和3年10号〕

(食事)

第18条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

(相談等)

第19条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定(介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。)の申請その他の入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、これらの者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供するなどの適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜その者のためのレクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第20条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合には、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等(同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。第23条において同じ。)を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康管理)

第21条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の健康保持のための適切な措置を講じるよう努めなければならない。
(施設長の責務)

第22条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第12条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(生活相談員の責務)

第23条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業(同項に規定する介護予防支援事業をいう。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2) 第31条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。

一部改正〔平成27年条例10号〕

(勤務体制の確保等)

第24条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の規定により職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供することができるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 軽費老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、当該軽費老人ホームにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和3年条例10号〕

(定員の遵守)

第25条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第26条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しない

ように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関等)

第27条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

(重要事項の揭示)

第28条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他の入所者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

一部改正〔令和3年条例10号〕

(秘密保持等)

第29条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第30条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(苦情解決)

第31条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、県からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、社会福祉法第85条第1項の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第34条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

第3章 雑則

(補則)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和3年条例10号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年6月1日前から引き続き存する軽費老人ホームであって規則で定めるものに係る設備及び運営の基準は、この条例の規定にかかわらず、規則で定める。

3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第26条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ」とする。

追加〔令和3年条例10号〕

4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第33条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。

追加〔令和3年条例10号〕

附 則 (平成27年3月19日条例第10号)

改正 平成30年3月22日条例第15号

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

一部改正〔平成30年条例15号〕

附 則 (平成28年3月22日条例第17号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下この項において「旧居宅サービス基準条例」という。)第76条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。)が行うものについては、旧居宅サービス基準条例第76条から第78条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下この項において「旧介護予防サービス基準条例」という。)第73条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス基準条例第73条から第75条まで及び第80条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(既存病床数の算定)

4 平成36年3月31日までの間、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正す

る法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定により既存の療養病床の病床数とみなされる介護老人保険施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保険施設をいう。）及び介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院をいう。）の入所定員数は、規則で定めるところにより算定した数とする。

附 則（令和3年3月25日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第48条の10の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第4条の規定による改正後の旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第1項、第6条第15項及び第7条第1項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第6条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第29条、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項、第32条の2及び第34条第3項、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第34条並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第28条（新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含む。）、第50条、第73条、第81条、第90条（新指定居宅サービス等基準条例第125条において準用する場合を含む。）、第139条（新指定居宅サービス等基準条例第171条において準用する場合を含む。）、第151条、第188条、第200条及び第210条（新指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、第59条の2、第68条、第76条、第99条の3、第113条（新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。）、第129条、第164条、第181条及び第189条（新指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条及び第49条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項及び第7条第4項、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第49条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条、新軽費老人ホーム基準条例第7条並びに新介護医療院基準条例第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、新指定居宅サービス等基準条例第28条、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項、新介護老人保健施設基準条例第28条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条、新軽費老人ホーム基準条例第7条及び新介護医療院基準条例第28条中「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新指定居宅サービス等基準条例第50条第1号及び第90条第1号、新介護老人保健施設基準条例第49条第1

号並びに新介護医療院基準条例第49条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるのは「、第5号及び第6号」と、新指定居宅サービス等基準条例第73条第1号及び第210条第1号中「、第5号及び第7号」とあるのは「及び第5号」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定居宅サービス等基準条例第139条第1号及び第188条第1号中「、第6号及び第7号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第59条の2第1号、第113条第1号及び第164条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第7号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1号及び第189条第1号中「、第5号及び第8号」とあるのは「及び第5号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第99条の3第1号中「、第6号及び第8号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護老人福祉施設基準条例第49条第1号及び新特別養護老人ホーム基準条例第35条第1号中「第8号」とあるのは「第7号」と、新介護療養型医療施設基準条例第7条第4項第1号中「第7号」とあるのは「第6号」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第8項から第10項まで、新介護老人保健施設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第22条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2及び新介護医療院基準第29条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症の利用者等に対する介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第50条の2第3項、第91条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第125条、第143条及び第171条において準用する場合を含む。）、第152条第4項（新指定居宅サービス等基準条例第176条第1項において準用する場合を含む。）及び第189条第5項、新介護予防サービス基準条例第48条の2第3項、第99条の4第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第117条及び第145条において準用する場合を含む。）、第130条第4項（新指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項において準用する場合を含む。）及び第165条第5項、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条第4項、新介護療養型医療施設基準条例第6条第6項、新介護老人保健施設基準条例第29条第4項、新養護老人ホーム基準条例第22条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第4項、新軽費老人ホーム基準条例第24条第4項並びに新介護医療院基準条例第29条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
平成30年3月22日条例第16号

改正 平成30年12月25日条例第43号 令和3年3月25日条例第10号

介護医療院の施設の基準に関する条例をここに公布します。

介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
題名改正〔平成30年条例43号〕

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 介護医療院（第3条—第41条）
 - 第3章 ユニット型介護医療院（第42条—第51条）
 - 第4章 雑則（第52条）
- 附則

第1章 総則
追加〔平成30年条例43号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定により、介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営に関する基準について定めるものとする。

一部改正〔平成30年条例43号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 療養床 療養室のうち、入所者1人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。
 - (2) I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。
 - (3) II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。
 - (4) ユニット型介護医療院 施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる介護医療院をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

一部改正〔平成30年条例43号〕

第2章 介護医療院

追加〔平成30年条例43号〕

（基本方針）

第3条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

- 2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めなければならない。
- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第43条第2項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例43号・令和3年10号〕

(従業者)

第4条 介護医療院には、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
 - (2) 薬剤師
 - (3) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第12条第5項において同じ。）
 - (4) 介護職員
 - (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
 - (6) 栄養士又は管理栄養士
 - (7) 介護支援専門員
 - (8) 診療放射線技師
 - (9) 調理員、事務員その他の従業者
- 2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

追加〔平成30年条例43号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(施設)

第5条 介護医療院には、次に掲げる施設を設けなければならない。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 処置室
- (4) 機能訓練室
- (5) 談話室
- (6) 食堂
- (7) 浴室
- (8) レクリエーション・ルーム
- (9) 洗面所
- (10) 便所
- (11) サービス・ステーション
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例43号〕

(構造設備)

第6条 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす介護医療院の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 介護医療院には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前項に定めるもののほか、介護医療院には、規則で定めるところにより、入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(重要事項の説明等)

第7条 介護医療院は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、

第28条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、介護医療院サービスを提供することについて当該入所申込者の同意を得なければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由なく介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、その者に対し当該介護医療院において必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、適切な病院又は診療所を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(受給資格等の確認)

第10条 介護医療院は、入所申込者に対し介護医療院サービスを提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証により、その者に係る被保険者資格（法第10条の被保険者の資格をいう。）並びに要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。次条において同じ。）の有無及び有効期間を確認するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 介護医療院は、要介護認定を受けていない者から入所の申込みがあったときは、その者が法第27条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、入所者の要介護更新認定（法第28条第2項に規定する要介護更新認定をいう。第16条第8項において同じ。）の申請が遅くともその者に係る法第28条第1項に規定する有効期間の満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(入退所)

第12条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる入所申込者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者を入所させようとする場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先するよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。第27条第1号において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第27条第3号において同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(サービスの提供の記録等)

第13条 介護医療院は、入所申込者の入所に際してはその期日、当該介護医療院の名称等を、入所者の退所に際してはその期日を、それぞれ当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対し介護医療院サービスを提供したときは、その提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(利用料等の受領)

第14条 介護医療院は、規則で定めるところにより、入所者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 介護医療院は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、規則で定めるところにより、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び当該費用の額を記載した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(介護医療院サービスの取扱方針)

第15条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該提供に係る入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下この条及び第45条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

5 介護医療院は、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

6 介護医療院は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(施設サービス計画)

第16条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 前項の規定により施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第27条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も施設サービス計画に含めるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成しようとするときは、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、前項の規定により把握した課題の内容及び医師の治療の方針に基づき、施設サービス計画を作成しなければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（計画担当介護支援専門員及びその他の介護医療院サービスの提供に当たる従業者により構成する会議をいう。）等により、当該従業者の専門的な見地からの意見を聴かななければならない。

- 6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の同意を得なければならない。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況等の把握を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 8 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合には、施設サービス計画の変更の必要性について検討しなければならない。
 - (1) 入所者が要介護更新認定を受けた場合
 - (2) 入所者が法第29条第1項の規定により申請した要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 9 第2項から第6項までの規定は、施設サービス計画の変更を検討する場合に準用する。
- 10 前各項に定めるもののほか、施設サービス計画の作成及び変更について必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成30年条例43号〕

(診療)

第17条 入所者に対する診療は、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 一般にその必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行わなければならないこと。
- (2) 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、その心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も高めることができるよう適切な指導を行わなければならないこと。
- (3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければならないこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行わなければならないこと。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、規則で定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 規則で定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

追加〔平成30年条例43号〕

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第18条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、第33条第1項に規定する医療機関その他適当な病院又は診療所への入院のための措置を講じることその他適切な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために他の医師に往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。
- 3 介護医療院の医師は、入所者のために他の医師に往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該他の医師又は当該病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(機能訓練)

第19条 介護医療院は、入所者の心身の機能の維持回復を図るとともに日常生活における自立を支援するため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(栄養管理)

第19条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(口腔(くう)衛生の管理)

第19条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができ

るよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(看護及び医学的管理の下における介護)

第20条 入所者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

3 介護医療院は、入所者に対し、心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥（じょく）瘡（そう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、入所者に対し、その者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(食事)

第21条 介護医療院は、入所者に対し、栄養並びにその者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所者への食事の提供については、その者の自立の支援に配慮し、できる限り食堂で行うよう努めなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(相談等)

第22条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(その他のサービスの提供)

第23条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(市町村への通知)

第24条 介護医療院は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なく介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

追加〔平成30年条例43号〕

(管理者)

第25条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合であって、規則で定めるときは、この限りでない。

追加〔平成30年条例43号〕

(管理者の責務)

第26条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 介護医療院の管理者は、従業者はこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。

追加〔平成30年条例43号〕

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第27条 計画担当介護支援専門員は、第16条に定めるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
 - (2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。
 - (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を行うこと。
 - (4) 第37条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等を記録すること。
 - (5) 第39条第3項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。

追加〔平成30年条例43号〕

(運営規程)

第28条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第34条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。第30条において同じ。）
- (4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

追加〔平成30年条例43号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(勤務体制の確保等)

第29条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 4 介護医療院は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症の入所者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、当該介護医療院において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にするなどの必要な措置を講じなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護医療院は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に実施しなければならない。

- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

追加〔令和3年条例10号〕

(定員の遵守)

第30条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害があった場合、虐待を受けた者を入所させようとする場合その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

追加〔平成30年条例43号〕

(非常災害対策)

第31条 介護医療院は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど従業者が非常災害に対応できるための必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、前項に規定する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(衛生管理等)

第32条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講じなければならない。

- 3 介護医療院の管理者は、規則で定める業務を委託しようとするときは、規則で定める基準に適合する者に委託しなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(協力病院等)

第33条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、入所者への医療の提供に関し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

- 2 介護医療院は、あらかじめ、特定の歯科医療機関との間で、入所者への歯科医療の提供に関し当該歯科医療機関の協力を得ることについて合意しておくよう努めなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(重要事項の掲示)

第34条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第1項の医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

追加〔平成30年条例43号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(秘密保持等)

第35条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 介護医療院は、その従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に入所者に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第36条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。)に当該介護医療院を紹介することの対償として、

金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を当該居宅介護支援事業者に紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(苦情解決)

第37条 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに係る苦情に関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 介護医療院は、その提供した介護医療院サービスに係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 介護医療院は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(地域との連携等)

第38条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流に努めなければならない。

- 2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(虐待の防止)

第39条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

追加〔令和3年条例10号〕

(会計の区分)

第40条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(記録の整備)

第41条 介護医療院は、その従業者、施設及び設備並びに会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号、第6号及び第7号に掲げる記録にあつては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第12条第4項に規定する検討の内容等の記録
- (3) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第15条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録
- (5) 第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 第37条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (7) 第39条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

追加〔平成30年条例43号〕

第3章 ユニット型介護医療院

追加〔平成30年条例43号〕

(この章の趣旨)

第42条 ユニット型介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営に関する基準は、前章に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

追加〔平成30年条例43号〕

(基本方針)

第43条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者に対する虐待の防止及び差別の禁止その他の人権の擁護のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例43号・令和3年10号〕

(施設)

第44条 ユニット型介護医療院には、次に掲げる施設を設けなければならない。

- (1) 療養室
- (2) 診察室
- (3) 処置室
- (4) 機能訓練室
- (5) ユニット
- (6) 浴室
- (7) サービス・ステーション
- (8) 調理室
- (9) 洗濯室又は洗濯場
- (10) 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、規則で定める。

3 機能訓練室及び浴室は、専ら当該ユニット型介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項各号に掲げる施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

一部改正〔平成30年条例43号〕

(介護医療院サービスの取扱方針)

- 第45条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならない。
- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
 - 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。
 - 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならない。
 - 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
 - 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該提供に係る入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入居者に対し、身体拘束等を行ってはならない。
 - 7 ユニット型介護医療院は、入居者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。
 - 8 ユニット型介護医療院は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
 - 9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(看護及び医学的管理の下における介護)

- 第46条 入居者に対する看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 ユニット型介護医療院は、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、入居者の日常生活における家事をそれぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
 - 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
 - 4 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ適切な方法により、その排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
 - 5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
 - 6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
 - 7 ユニット型介護医療院は、第2項から前項までに定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
 - 8 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、その者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(食事)

- 第47条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、栄養並びにその者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 入居者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(その他のサービスの提供)

第48条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(運営規程)

第49条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 第28条第1号、第2号及び第5号から第7号までに掲げる事項
- (2) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。次号において同じ。）
- (3) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (4) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) その他施設の運営に関する重要事項

追加〔平成30年条例43号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

(勤務体制の確保等)

第50条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の規定により従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める職員配置を行わなければならない。

追加〔平成30年条例43号〕

(適用関係)

第51条 ユニット型介護医療院に対する第7条、第26条、第29条、第30条、第34条及び第41条の規定の適用については、第7条中「第28条に規定する運営規程」とあり、及び第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは、「この章（第51条第2項に規定する規定を除く。）及び次章」と、第29条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの提供」と、第30条中「入所定員」とあるのは「ユニットごとの入居定員（第49条第2号に規定する入居定員をいう。）」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第45条第7項」とする。

- 2 第3条、第5条、第15条、第20条、第21条、第23条第1項、第28条及び第29条第1項の規定は、ユニット型介護医療院には適用しない。

追加〔平成30年条例43号〕、一部改正〔令和3年条例10号〕

第4章 雑則

追加〔平成30年条例43号〕

(補則)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成30年条例43号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間における第32条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければ」とする。

追加〔令和3年条例10号〕

3 令和3年4月1日から同年9月30日までの間における第39条第1項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるとともに、当該措置の適切な実施を図るための業務を担当する者を置くよう努めなければ」とする。

追加〔令和3年条例10号〕

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

一部改正〔令和3年条例10号〕

附 則（平成30年12月25日条例第43号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第38条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項及び第48条の10の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第4条の規定による改正後の旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第3条第1項、第6条第15項及び第7条第1項、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項、第6条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第29条、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第3条第5項、第32条の2及び第34条第3項、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第34条並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第3条第4項、第39条の2及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第28条（新指定居宅サービス等基準条例第66条において準用する場合を含む。）、第50条、第73条、第81条、第90条（新指定居宅サービス等基準条例第125条において準用する場合を含む。）、第139条（新指定居宅サービス等基準条例第171条において準用する場合を含む。）、第151条、第188条、第200条及び第210条（新指定居宅サービス等基準条例第224条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、第59条の2、第68条、第76条、第99条の3、第113条（新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。）、第129条、第164条、第181条及び第189条（新指定介護予防サービス等基準条例第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条及び第49条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項及び第7条第4項、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第49条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条、新軽費老人ホーム

基準条例第7条並びに新介護医療院基準条例第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、新指定居宅サービス等基準条例第28条、新指定介護予防サービス等基準条例第48条、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条、新介護療養型医療施設基準条例第6条第5項、新介護老人保健施設基準条例第28条、新養護老人ホーム基準条例第7条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条、新軽費老人ホーム基準条例第7条及び新介護医療院基準条例第28条中「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新指定居宅サービス等基準条例第50条第1号及び第90条第1号、新介護老人保健施設基準条例第49条第1号並びに新介護医療院基準条例第49条第1号中「及び第5号から第7号まで」とあるのは「、第5号及び第6号」と、新指定居宅サービス等基準条例第73条第1号及び第210条第1号中「、第5号及び第7号」とあるのは「及び第5号」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定居宅サービス等基準条例第139条第1号及び第188条第1号中「、第6号及び第7号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第59条の2第1号、第113条第1号及び第164条第1号中「、第7号及び第8号」とあるのは「及び第7号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第68条第1号及び第189条第1号中「、第5号及び第8号」とあるのは「及び第5号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第99条の3第1号中「、第6号及び第8号」とあるのは「及び第6号」と、新指定介護老人福祉施設基準条例第49条第1号及び新特別養護老人ホーム基準条例第35条第1号中「第8号」とあるのは「第7号」と、新介護療養型医療施設基準条例第7条第4項第1号中「第7号」とあるのは「第6号」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2（新指定居宅サービス等基準条例第52条、第66条、第75条、第83条、第96条、第125条、第143条、第171条、第193条、第215条及び第224条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第61条、第70条、第78条、第103条、第117条、第145条、第169条、第194条及び第204条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第8項から第10項まで、新介護老人保健施設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第22条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2及び新介護医療院基準第29条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（認知症の利用者等に対する介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第50条の2第3項、第91条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第125条、第143条及び第171条において準用する場合を含む。）、第152条第4項（新指定居宅サービス等基準条例第176条第1項において準用する場合を含む。）及び第189条第5項、新介護予防サービス基準条例第48条の2第3項、第99条の4第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第117条及び第145条において準用する場合を含む。）、第130条第4項（新指定介護予防サービス等基準条例第156条第1項において準用する場合を含む。）及び第165条第5項、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条第4項、新介護療養型医療施設基準条例第6条第6項、新介護老人保健施設基準条例第29条第4項、新養護老人ホーム基準条例第22条第4項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第4項、新軽費老人ホーム基準条例第24条第4項並びに新介護医療院基準条例第29条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の2、新介護療養型医療施設基準条例第6条第2項、新介護老人保健施設基準条例第19条の2及び新介護医療院基準条例第19条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔（くう）衛生の管理に係る経過措置）

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の3、新介護療養型医療施設基準条例第6条第3項、新介護老人保健施設基準条例第19条の3及び新介護医療院基準条例第19条の3の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。